

米をめぐる状況について

令和2年8月
農林水産省

目次

○ 令和元年産の水田における作付状況（確定値）	1
○ 令和元/2年及び令和2/3年の主食用米等の需給見通し	2
○ 相対取引価格の推移	3
○ 令和元年産米の相対取引価格	4
○ 米の販売数量及び民間在庫の推移	5
○ 産地別民間在庫の状況	6
○ 令和元年産米のスポット価格の推移	7
○ 小売価格の推移（POSデータ）	8
○ 米の取引関係者の判断	9
○ 主食用米の事前契約・複数年契約の状況	10
○ 令和2年産における事前契約の取組状況	11
○ 令和2年産備蓄米の政府買入入札の結果	12
○ 政府備蓄米について	13
○ 令和2年産米等の作付意向について	14
○ 令和2年産米等の推進について	17
○ 令和2年産米等の推進に係る主産地からの主な意見	18
○ 各産地における推進事例	19
○ 令和2年産米の需要に応じた生産・販売の推進に係る キャラバンの実施状況	21
○ 水田活用の直接支払交付金	22
○ 令和2年産における需要に応じた生産の推進策	23
○ 水田農業の高収益化の推進	24
○ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	25
○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業	26
○ 主食用米の需要安定の考え方について	27
○ コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況	28
○ 海外の需要拡大・商流構築に向けた取組の強化	29
○ 輸出先国の志向・規制等に合わせた食品の生産支援	30

【参考資料】

○ 「2020年産水稻の都道府県別作柄」（米穀データバンク予測）	32
○ 米粉用米の状況	33
○ 米粉の需要拡大・米活用畜産物等のブランド化等	34
○ 日米貿易協定交渉結果（コメ）	35
○ 食料・農業・農村基本計画（生産努力目標抜粋）	36
○ 食料・農業・農村基本計画（水田農業関係抜粋）	37
○ 農産物規格・検査の見直しについて	38
○ 規制改革推進に関する答申のポイント （令和2年7月17日）（抜粋）	39
○ 規制改革実施計画（令和2年7月17日）（抜粋）	40
○ 農産物規格・検査の見直しに関する これまでの改善項目	41
○ 現行の農産物規格・検査の概要	42

令和元年産の水田における作付状況(確定値)

- 全国の主食用米の作付面積は、都道府県ごとの増減があるものの、前年実績（138.6万ha）から0.7万ha減少し、137.9万haとなった。
- また、戦略作物等については、備蓄米の作付面積が増加する一方、加工用米及び飼料用米が減少し、その他の戦略作物については、総じて前年並みとなった。

【主食用米及び戦略作物等の作付状況】

(万ha)										
	主食用米	備蓄米	戦略作物							
			加工用米	新規需要米				麦	大 豆	その他
				飼料用米	WCS 〔 稲発酵 粗飼料稲 〕	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)			
H27年産	140.6	4.5	4.7	8.0	3.8	0.4	0.2	9.9	8.7	10.0
H28年産	138.1	4.0	5.1	9.1	4.1	0.3	0.1	9.9	8.9	10.2
H29年産	137.0	3.5	5.2	9.2	4.3	0.5	0.1	9.8	9.0	10.2
H30年産	138.6	2.2	5.1	8.0	4.3	0.5	0.4	9.7	8.8	10.2
R元年産	137.9	3.3	4.7	7.3	4.2	0.5	0.4	9.7	8.6	10.2

注1：加工用米及び新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS、新市場開拓用米）は取組計画の認定面積。
注2：備蓄米は、地域農業再生協議会が把握した面積。
注3：その他は、飼料作物、そば、なたね等の面積。
注4：麦、大豆、その他（基幹作のみ）は、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積。

令和元/2年の需給実績(速報値)及び令和2/3年の主食用米等の需給見通し(令和2年7月公表 基本指針)

令和元/2年の需給実績(速報値)

(単位:万トン)

令和元年6月末民間在庫量	A	189
令和元年産主食用米等生産量	B	726
令和元/2年主食用米等供給量計 C=A+B		915
令和元/2年主食用米等需要量	D	713
令和2年6月末民間在庫量	E=C-D	201

注: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

令和2/3年の需給見通し

(単位:万トン)

令和2年6月末民間在庫量	A	201
令和2年産主食用米等生産量	B	709 ~ 717
令和2/3年主食用米等供給量計 C=A+B		910 ~ 918
令和2/3年主食用米等需要量	D	715
令和3年6月末民間在庫量	E=C-D	196 ~ 204

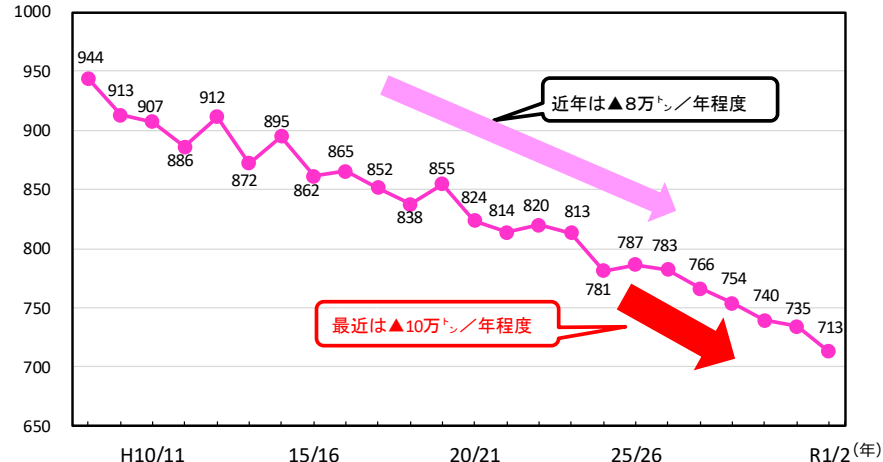
注1: 令和2年産主食用米等生産量は、各産地の6月末現在の作付意向を踏まえると、作柄状況等によっては、上振れする可能性がある。

注2: 令和2/3年主食用米等需要量は、過去のデータを用いてトレンドで算出した令和2/3年の1人当たり消費量(推計値)に、令和2年の人口(推計値)を乗じて算出した値であり、新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、下振れする可能性がある。

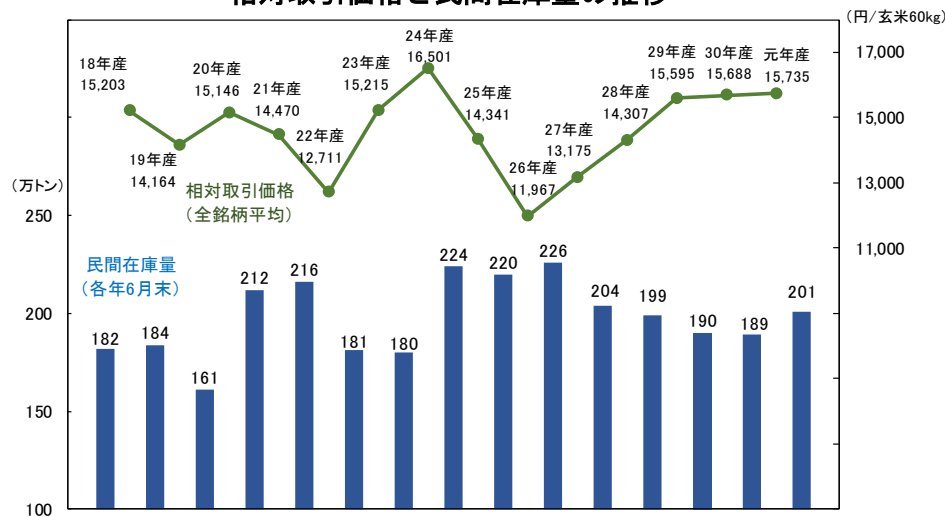
注3: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

主食用米の需要量の推移

(万トン)



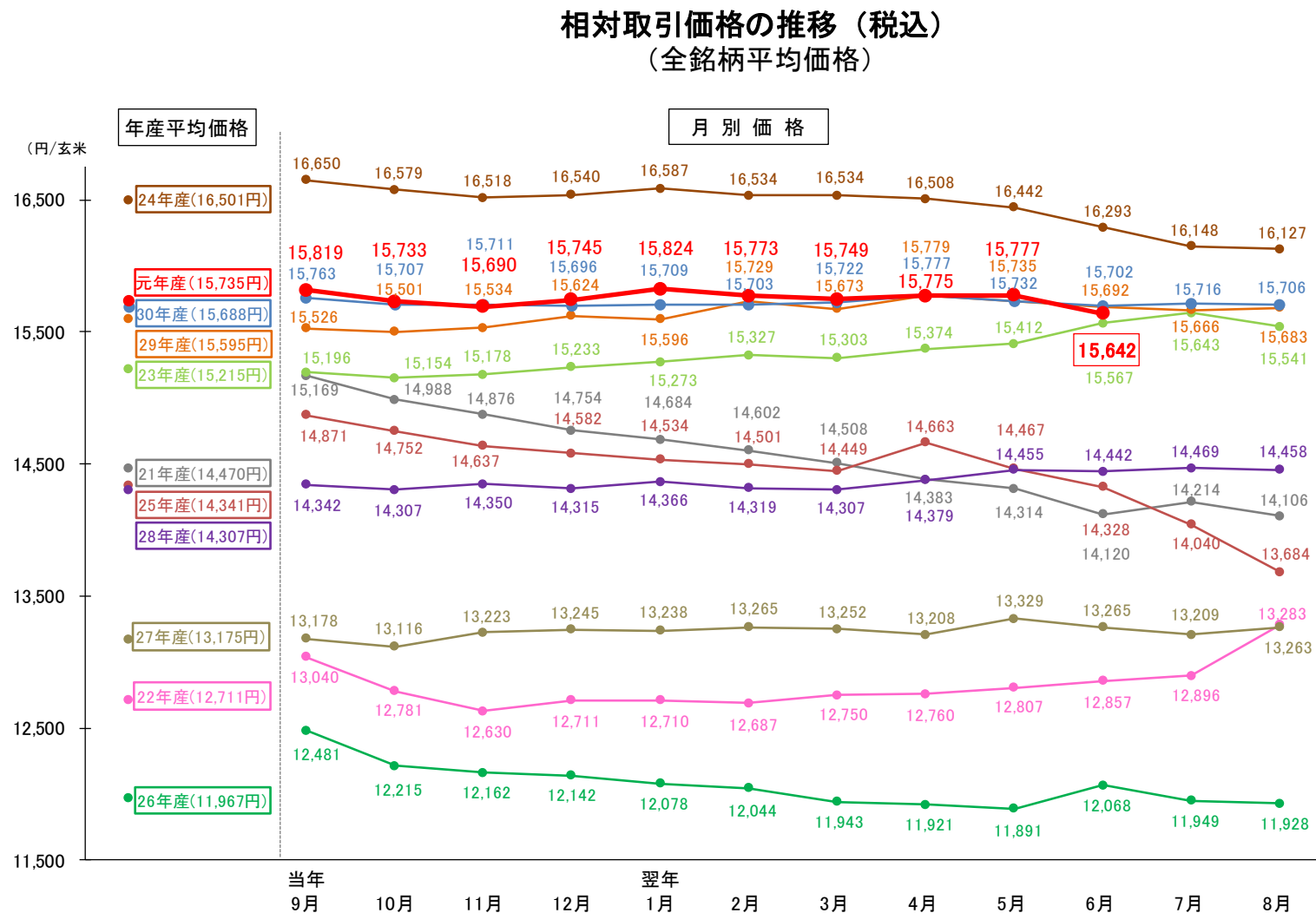
相対取引価格と民間在庫量の推移



注: 相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月(元年産は令和2年6月)までの通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

相対取引価格の推移(平成21年産～令和元年産)

○ 令和元年産米の令和2年6月の相対取引価格は、全銘柄平均で15,642円/60kgとなり、出回りからの年産平均価格は前年産+47円/60kgとなったところ。



資料：農林水産省調べ

注1：運賃、包装代、消費税相当額を含む1等米の価格である。なお、令和元年10月以降は、軽減税率の対象である米穀の包装代などの品代等は8%、運賃等は10%で算定している。

2：グラフの左側は各年産の通年平均価格（当該年産の出回りから翌年10月（令和元年産は令和2年6月）まで）、右側は月ごとの価格の推移。

令和元年産米の相対取引価格(令和2年6月までの年産平均価格)

(単位: 円/玄米60kg (税込))

産地品種銘柄		令和元年産 〔出回り～ 2年6月〕	平成30年産 〔出回り～ 元年10月〕	価格差 ①－②
①	②	③	④	⑤
北海道	ななつぼし	15,867	15,996	▲ 129
北海道	ゆめぴりか	16,804	16,266	+ 538
北海道	きら3 9 7	15,437	15,527	▲ 90
青森	ましぐら	14,793	14,758	+ 35
青森	つがるロマン	15,072	15,075	▲ 3
岩手	ひとめぼれ	15,329	15,337	▲ 8
岩手	あきたこまち	15,204	15,255	▲ 51
岩手	銀河のしずく	16,223	-	-
宮城	ひとめぼれ	15,505	15,535	▲ 30
宮城	つや姫	15,876	15,822	+ 54
宮城	ササニシキ	15,775	15,767	+ 8
秋田	あきたこまち	15,837	15,843	▲ 6
秋田	めんこいな	14,615	14,784	▲ 169
秋田	ひとめぼれ	15,217	15,433	▲ 216
山形	はえぬき	15,378	15,407	▲ 29
山形	つや姫	18,582	18,347	+ 235
山形	ひとめぼれ	16,344	15,970	+ 374
福島	コシヒカリ (中通り)	15,403	15,463	▲ 60
福島	コシヒカリ (会津)	15,698	15,528	+ 170
福島	コシヒカリ (浜通り)	14,977	15,096	▲ 119
福島	ひとめぼれ	14,954	14,981	▲ 27
福島	天のつぶ	14,551	14,609	▲ 58
茨城	コシヒカリ	15,639	15,544	+ 95
茨城	あきたこまち	15,480	15,108	+ 372
茨城	あさひの夢	13,648	-	-
栃木	コシヒカリ	15,625	15,596	+ 29
栃木	あさひの夢	14,872	14,789	+ 83
栃木	とちぎの星	15,012	-	-
群馬	あさひの夢	14,938	15,087	▲ 149
群馬	ゆめまより	14,879	14,916	▲ 37
埼玉	彩のかがやき	14,952	15,169	▲ 217
埼玉	コシヒカリ	15,256	15,480	▲ 224
埼玉	彩のきずな	14,925	15,170	▲ 245
千葉	コシヒカリ	15,772	15,517	+ 255
千葉	ふさこがね	14,754	14,638	+ 116
千葉	ふさおとめ	14,883	14,764	+ 119
山梨	コシヒカリ	18,352	18,038	+ 314
長野	コシヒカリ	16,037	16,087	▲ 50
長野	あきたこまち	15,314	15,264	+ 50
静岡	コシヒカリ	16,207	15,971	+ 236

産地品種銘柄		令和元年産 〔出回り～ 2年6月〕	平成30年産 〔出回り～ 元年10月〕	価格差 ①－②
①	②	③	④	⑤
静岡	きぬむすめ	15,229	14,951	+ 278
静岡	あいちのかおり	15,325	14,936	+ 389
新潟	コシヒカリ (一般)	17,359	17,042	+ 317
新潟	コシヒカリ (魚沼)	20,941	21,147	▲ 206
新潟	コシヒカリ (佐渡)	17,988	17,520	+ 468
新潟	コシヒカリ (岩船)	17,977	17,460	+ 517
新潟	こしいぶき	15,147	15,100	+ 47
富山	コシヒカリ	16,000	15,936	+ 64
富山	てんたかく	14,876	14,750	+ 126
石川	コシヒカリ	15,951	15,889	+ 62
石川	ゆめみづほ	14,700	14,634	+ 66
福井	コシヒカリ	16,363	16,145	+ 218
福井	ハナエチゼン	15,075	14,924	+ 151
福井	あきさかり	15,144	-	-
岐阜	ハツシモ	15,275	15,357	▲ 82
岐阜	コシヒカリ	16,162	15,933	+ 229
岐阜	あさひの夢	14,698	-	-
愛知	あいちのかおり	14,785	14,806	▲ 21
愛知	コシヒカリ	15,542	15,410	+ 132
愛知	大地の風	14,977	14,970	+ 7
三重	コシヒカリ (一般)	15,553	15,390	+ 163
三重	コシヒカリ (伊賀)	15,947	15,882	+ 65
三重	キヌヒカリ	14,947	14,813	+ 134
滋賀	コシヒカリ	15,832	15,646	+ 186
滋賀	キヌヒカリ	14,953	14,765	+ 188
滋賀	みずかがみ	15,788	-	-
京都	コシヒカリ	16,210	15,788	+ 422
京都	キヌヒカリ	15,220	14,910	+ 310
京都	ヒノヒカリ	-	15,560	-
兵庫	コシヒカリ	16,166	16,013	+ 153
兵庫	ヒノヒカリ	14,834	14,786	+ 48
兵庫	キヌヒカリ	14,829	14,823	+ 6
奈良	ヒノヒカリ	15,730	15,522	+ 208
鳥取	きぬむすめ	14,802	14,682	+ 120
鳥取	コシヒカリ	15,493	15,461	+ 32
鳥取	ひとめぼれ	14,701	14,494	+ 207
島根	コシヒカリ	15,507	15,743	▲ 236
島根	きぬむすめ	14,541	14,828	▲ 287
島根	つや姫	15,252	15,598	▲ 346
岡山	アケボノ	14,882	14,952	▲ 70

産地品種銘柄		令和元年産 〔出回り～ 2年6月〕	平成30年産 〔出回り～ 元年10月〕	価格差 ①－②
①	②	③	④	⑤
岡山	あきたこまち	15,430	15,060	+ 370
岡山	ヒノヒカリ	15,420	15,276	+ 144
広島	コシヒカリ	15,531	15,407	+ 124
広島	あきさかり	14,672	14,458	+ 214
広島	あきろまん	14,683	14,254	+ 429
山口	コシヒカリ	15,533	15,265	+ 268
山口	ひとめぼれ	14,636	14,406	+ 230
山口	ヒノヒカリ	14,619	14,405	+ 214
徳島	コシヒカリ	15,757	15,861	▲ 104
徳島	キヌヒカリ	15,336	15,102	+ 234
香川	コシヒカリ	15,282	15,251	+ 31
香川	ヒノヒカリ	14,769	14,785	▲ 16
香川	おいでまい	15,393	15,368	+ 25
愛媛	コシヒカリ	15,564	15,542	+ 22
愛媛	ヒノヒカリ	15,028	15,182	▲ 154
愛媛	あきたこまち	14,860	14,925	▲ 65
高知	コシヒカリ	14,920	15,171	▲ 251
高知	ヒノヒカリ	14,541	14,358	+ 183
福岡	夢つくし	16,295	16,265	+ 30
福岡	ヒノヒカリ	15,433	15,434	▲ 1
福岡	元気つくし	16,125	16,082	+ 43
佐賀	夢しずく	14,845	14,435	+ 410
佐賀	さがびより	15,839	15,039	+ 800
佐賀	ヒノヒカリ	-	14,243	-
長崎	にこまる	15,305	15,797	▲ 492
長崎	ヒノヒカリ	14,978	15,476	▲ 498
長崎	コシヒカリ	15,918	16,378	▲ 460
熊本	ヒノヒカリ	15,352	15,165	+ 187
熊本	森のくまさん	15,349	14,932	+ 417
熊本	コシヒカリ	15,953	15,700	+ 253
大分	ヒノヒカリ	15,667	15,636	+ 31
大分	ひとめぼれ	15,898	15,751	+ 147
大分	つや姫	15,912	-	-
宮崎	コシヒカリ	15,946	15,458	+ 488
宮崎	ヒノヒカリ	15,860	16,013	▲ 153
鹿児島	ヒノヒカリ	16,376	16,128	+ 248
鹿児島	あきほなみ	16,943	16,940	+ 3
鹿児島	コシヒカリ	16,670	16,307	+ 363
全銘柄平均価格		15,735	15,688	+ 47

注1: 農林水産省が調査・公表した出回りからの年産平均価格(令和元年産は令和2年6月まで)であり、調査対象事業者は、一定規模以上の集荷業者(年間の販売数量5,000トン以上等)。

注2: 運賃、包装代、消費税相当額を含む1等米の価格である。なお、令和元年10月以降は、軽減税率の対象である米穀の包装代などの品代等は8%、運賃等は10%で算定している。

注3: 「ー」について、令和元年産は、当該月までの取引数量の累計が100トン未満であり、価格の公表を行っていないもの。平成30年産は、当該年産において報告対象としていない産地品種銘柄である。

米の販売数量及び民間在庫の推移(令和2年6月)

- ・ 米の販売数量を見ると、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛要請等により家庭用の需要が一時的に高まったが、全体として見れば、昨年から米の需要は停滞している。
- ・ 特に直近の4、5月では、外食向けを中心に業務用の需要の減少が大きい。
- ・ 米の民間在庫量については、出来秋以降、前年同期より多い状況が続いている。

【米穀販売事業者における販売数量の動向】

	元年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
小売事業者向け	99%	96%	101%	97%	99%	99%	101%	110%	124%	110%	95%	104%
中食・外食事業者等向け	100%	100%	97%	98%	95%	97%	98%	99%	89%	75%	76%	89%
販売数量計	99%	98%	99%	97%	97%	98%	100%	105%	108%	94%	86%	97%

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：報告対象業者は、年間玄米仕入数量50,000⁺以上の販売事業者である。

2：上記の数値については、報告対象者が販売している精米の全体の価格・数量の動向を指数化したものであり、個別の取引や産地銘柄毎の動向を表すものではない。

3：速報値であるため、公表後の数値修正が生じる場合がある。

【購入数量の推移(家計調査)】

(単位：kg、%)

	元年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～ 6月計
購入数量	4.54	4.59	6.42	8.16	5.42	5.35	3.52	4.60	5.54	5.44	5.11	4.94	63.63
前年比	90.8%	92.2%	95.3%	89.3%	89.3%	97.4%	90.0%	100.9%	116.9%	108.2%	108.5%	102.1%	97.6%

資料：総務省「家計調査」家計収支編 二人以上の世帯

【民間在庫量の推移(出荷＋販売段階)】

(単位：万玄米トン)

	当年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
30/元年	102	87	151	288	305	301	282	258	227	192	161	131
対前年差	▲6	▲1	▲4	+5	▲10	▲10	▲6	▲5	▲7	▲9	▲5	▲3
元/2年	99	79	161	294	315	318	295	266	233	204	177	154
対前年差	▲3	▲9	+10	+6	+10	+17	+14	+7	+6	+11	+16	+23

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注：1 水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米(醸造用玄米を含む。)の月末在庫量(玄米換算)の値である。

2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体(年間の玄米仕入数量が5,000トン以上)、出荷業者(年間の玄米仕入量が500トン以上)、米穀の販売の事業を行う者(年間の玄米仕入量が4,000トン以上)である。

3 期間については、元/2年であれば、令和元年7月～2年6月である。

産地別民間在庫の状況(令和2年6月)

(単位:千玄米トン)

	31/元年			2年			
	31年 4月	元年 5月	元年 6月 ①	2年 4月	2年 5月	2年 6月 ②	対前年 同期差 ②-①
北海道	205.6	176.7	146.1	206.6	178.7	147.4	+ 1.3
青森	107.1	91.3	76.4	110.1	101.1	93.7	+ 17.3
岩手	89.7	75.1	59.8	101.8	89.1	86.5	+ 26.7
宮城	119.5	101.9	87.1	132.9	118.8	112.3	+ 25.2
秋田	151.4	122.6	95.8	162.0	137.3	115.9	+ 20.0
山形	94.5	82.4	69.1	130.8	116.6	102.6	+ 33.6
福島	137.2	118.2	100.1	161.9	139.9	124.3	+ 24.2
茨城	69.6	55.2	43.1	71.6	60.5	50.3	+ 7.3
栃木	111.2	95.6	82.2	104.2	92.3	79.0	▲ 3.1
群馬	19.2	16.4	13.9	12.7	11.0	9.6	▲ 4.3
埼玉	20.7	16.4	12.8	19.1	16.6	13.4	+ 0.5
千葉	59.1	49.1	29.9	42.5	33.7	25.8	▲ 4.1
東京	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	+ 0.0
神奈川	0.9	0.7	0.5	0.9	0.9	0.7	+ 0.2
山梨	3.3	2.8	2.3	3.6	3.2	2.7	+ 0.4
長野	37.6	30.5	24.5	43.9	38.6	39.6	+ 15.0
静岡	6.7	4.4	3.5	8.9	7.4	5.5	+ 2.0
新潟	135.9	108.3	84.9	157.2	138.9	121.5	+ 36.6
富山	45.9	39.8	31.6	50.9	43.2	34.3	+ 2.7
石川	33.8	28.4	23.2	30.8	26.6	22.9	▲ 0.3
福井	40.8	33.3	26.8	41.7	35.2	29.6	+ 2.8
岐阜	14.3	12.4	10.6	20.5	18.8	16.6	+ 6.0
愛知	21.7	18.2	14.2	21.6	19.4	15.7	+ 1.5
三重	22.1	17.1	15.4	21.3	18.3	14.7	▲ 0.7

	31/元年			2年			
	31年 4月	元年 5月	元年 6月 ①	2年 4月	2年 5月	2年 6月 ②	対前年 同期差 ②-①
滋賀	39.5	32.5	26.2	41.4	33.5	25.6	▲ 0.5
京都	6.9	5.7	4.6	7.3	6.6	5.5	+ 0.8
大阪	1.0	0.8	0.5	1.2	1.0	0.7	+ 0.2
兵庫	27.8	23.8	20.0	28.4	26.0	22.0	+ 2.0
奈良	4.8	4.0	3.3	5.6	5.1	4.4	+ 1.1
和歌山	0.9	0.7	0.6	1.0	0.9	0.8	+ 0.1
鳥取	18.2	14.7	11.4	19.4	16.6	13.6	+ 2.2
島根	19.2	15.9	12.8	16.5	13.5	10.1	▲ 2.6
岡山	31.8	28.3	24.4	36.1	33.2	28.0	+ 3.7
広島	20.9	17.9	14.8	20.1	17.8	14.5	▲ 0.3
山口	23.7	19.9	17.0	19.7	17.3	14.2	▲ 2.8
徳島	6.0	4.8	3.6	6.1	5.1	4.0	+ 0.4
香川	12.2	10.9	9.4	11.2	10.1	8.5	▲ 0.9
愛媛	6.5	5.3	4.2	5.5	4.5	3.5	▲ 0.7
高知	4.8	3.8	3.0	4.5	3.8	2.9	▲ 0.1
福岡	40.0	33.2	26.2	30.9	25.8	19.7	▲ 6.5
佐賀	25.1	21.4	16.7	17.8	15.9	13.0	▲ 3.6
長崎	6.5	5.5	4.5	4.9	4.1	3.2	▲ 1.3
熊本	37.4	32.7	27.5	27.6	24.6	19.8	▲ 7.7
大分	12.2	10.6	8.9	8.3	7.0	5.6	▲ 3.3
宮崎	6.5	4.9	3.6	5.9	4.6	3.2	▲ 0.4
鹿児島	12.4	10.6	8.8	10.5	10.1	8.3	▲ 0.6
沖縄	0.0	0.0	0.3	0.1	0.1	0.3	+ 0.0
全国	1,920.0	1,610.0	1,310.0	2,040.0	1,770.0	1,540.0	+ 230.0

資料:農林水産省「米穀の取引に関する報告」

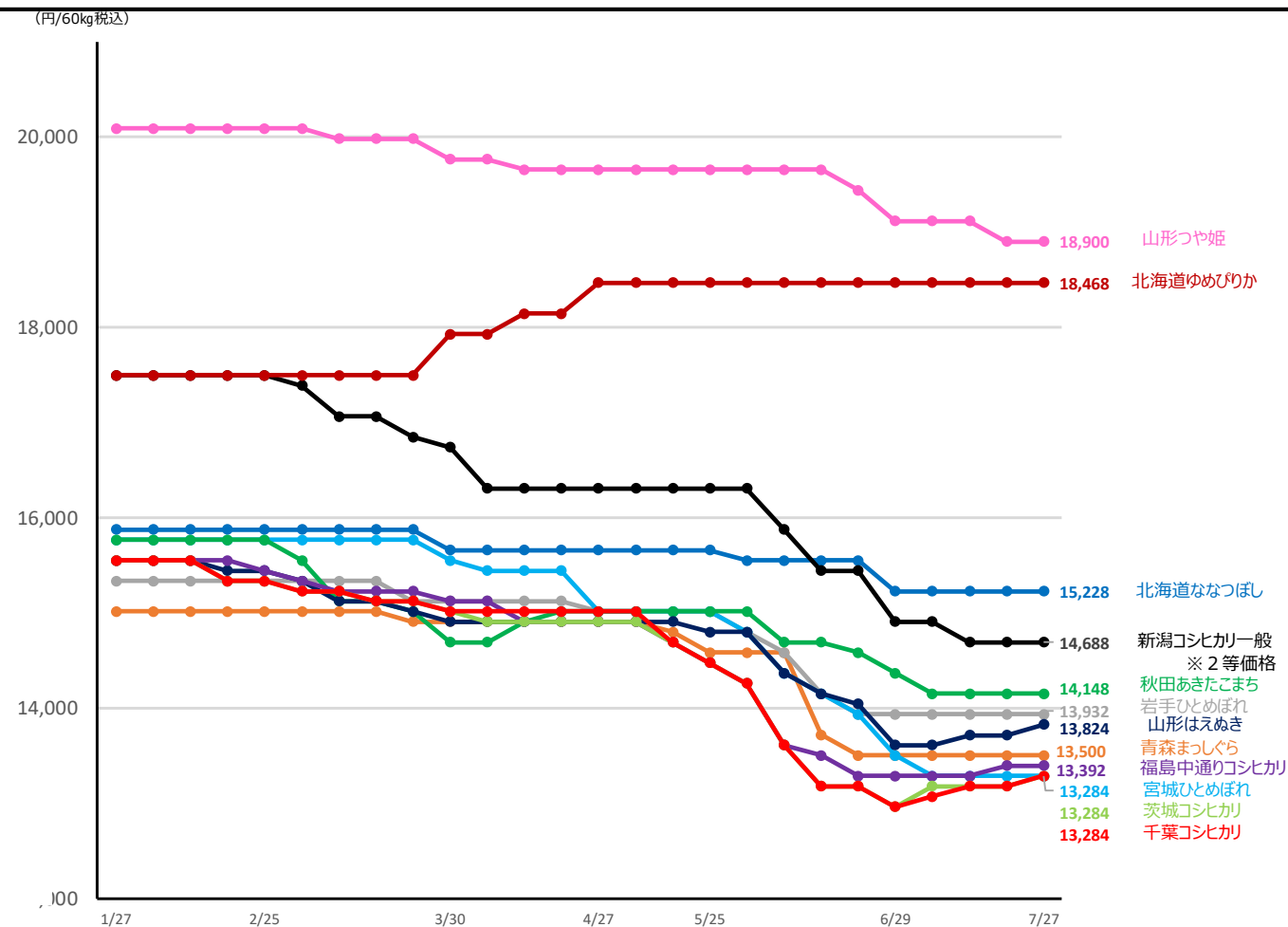
注:1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米(醸造用玄米を含む。)の月末在庫量(玄米換算)の値である。

2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体(年間の玄米仕入数量が5,000トン以上)、出荷業者(年間の玄米仕入量が500トン以上)、米穀の販売の事業を行う者(年間の玄米仕入量が4,000トン以上)である。

令和元年産米のスポット価格の推移(令和2年7月27日)

○ 令和元年産の主食用米について、主に外食・中食向けの比率が高い産地品種銘柄で、足下の中小規模の卸売業者間のスポット取引価格が下落傾向。

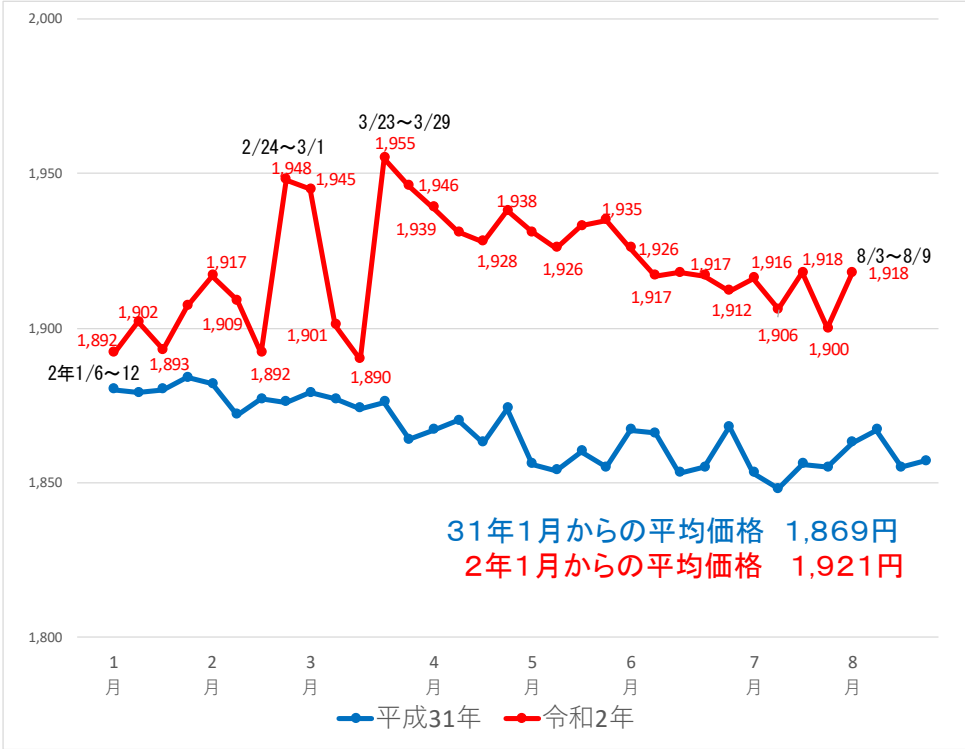
(参考) スポット取引：主に中小規模の卸売業者間で行う、10トン～数十トン程度の小ロットの売買



注：スポット価格は、米穀データバンク発行「日刊・米穀市況速報」(関東相場、東京着地基準、下限値、税抜)の価格を農林水産省が税込に加工。
新潟コシヒカリの令和元年産価格は2等品の価格。

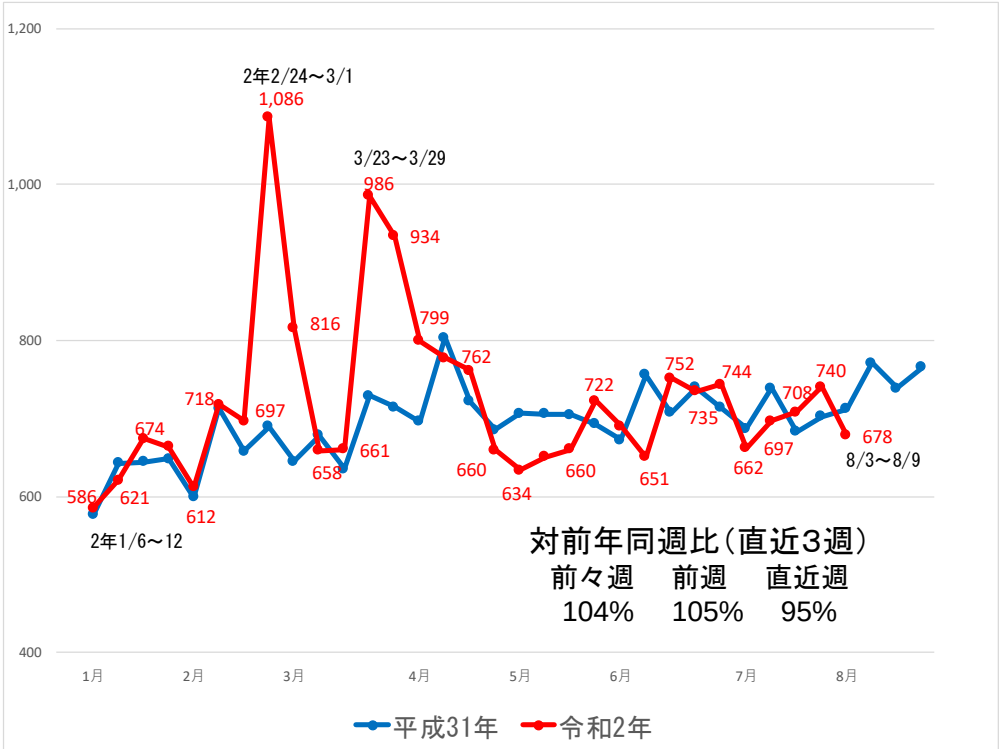
POSデータ(1月1週~8月1週)の全銘柄 小売(税抜)価格
(1月6日~8月9日)

(単位：5 kg袋販売換算/円)



POSデータ(1月1週~8月1週)全銘柄 の販売数量
(1月6日~8月9日)

(単位：t)



資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータに基づいて農林水産省が作成

(注1) (株) KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,030店舗のスーパー、生協等から購入したデータに基づくものである。

(注2) POSデータは、データ提供企業から遅れて報告されるものもある。

(注3) POSデータの提供店舗数は、変動があることに留意が必要である。

(注4) 全POS取引平均価格は、POSデータで把握できる 全ての精米の販売について 5 kg袋販売時に換算した上で加重平均を行った価格である。

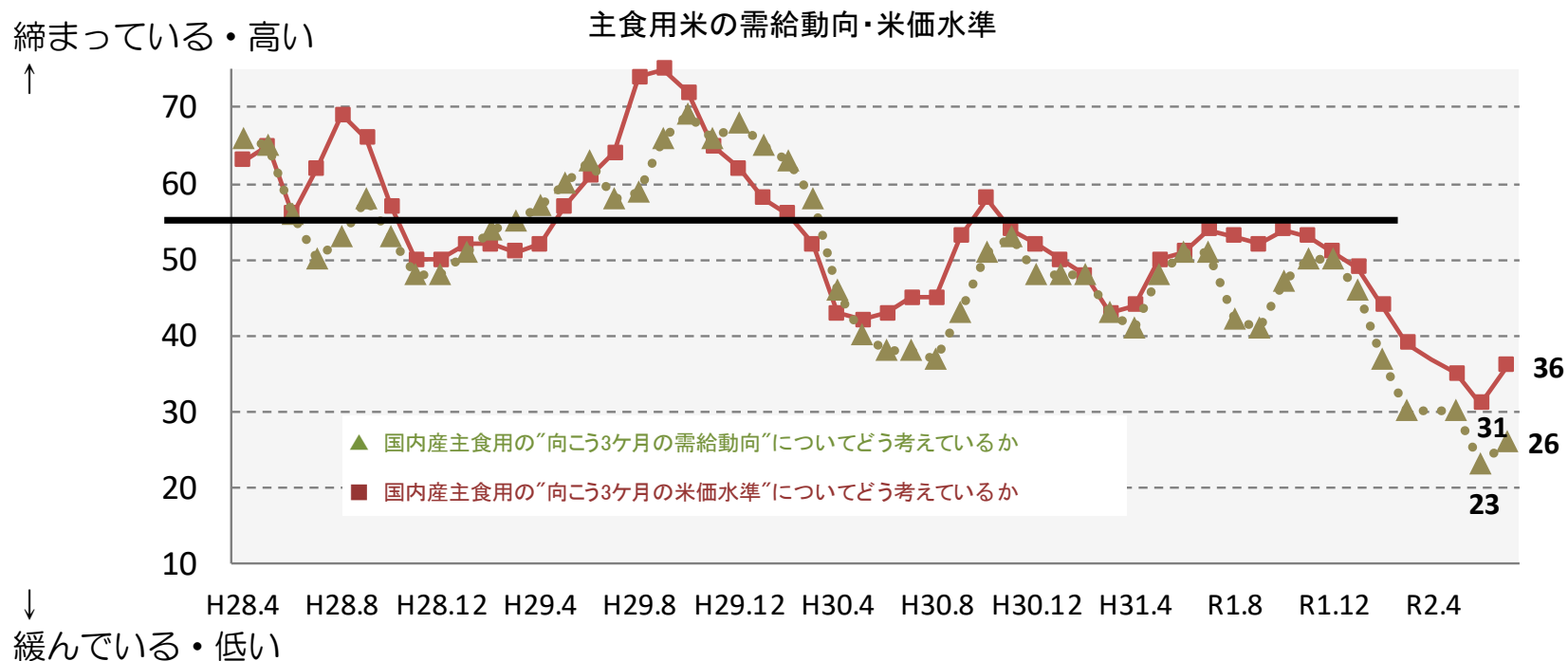
(注5) 価格は税抜価格である。

エリア	全国
調査店舗数	1,030

米の取引関係者の判断(令和2年7月分)

- 米穀機構の米の取引関係者の判断に関する調査（令和2年7月分）によると、
 - ① 主食用米の需給動向の向こう3ヶ月の見通し判断は「緩む」との見方が継続。
 - ② 米価水準の向こう3ヶ月の見通し判断は「低くなる」との見方が継続。

【米の取引関係者の判断(米穀機構による調査)】



資料:米穀機構調査

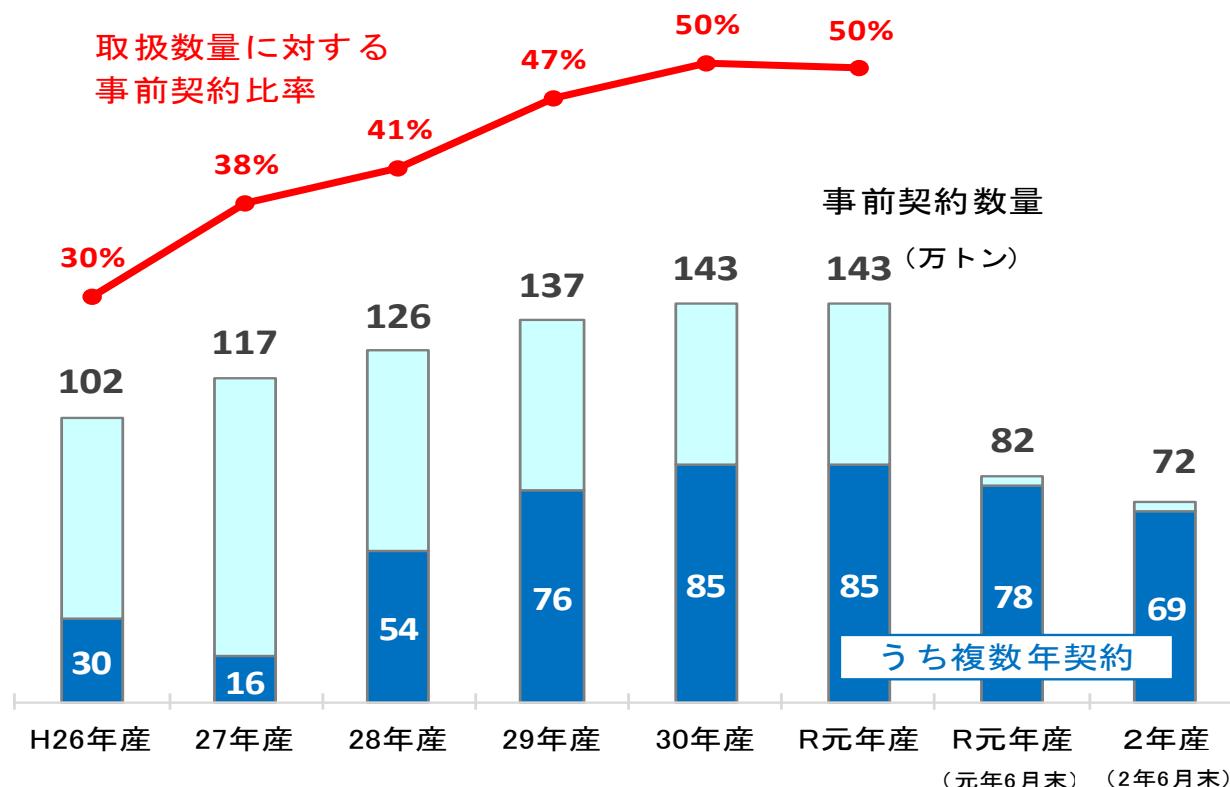
※ 需給動向については、当月の数値が前月と比較し100に近づけば、「(将来)締まる」という見方が強くなり、反対に0に近づけば、「(将来)緩む」という見方が強くなった傾向を示します。

※ 米価水準については、当月の数値が前月と比較し100に近づけば、「米価水準が高くなる」という見方が強くなり、反対に0に近づけば、「米価水準が低くなる」という見方が強くなった傾向を示します。

主食用米の事前契約・複数年契約の状況

- 事前契約数量は、農水省が一定規模以上の集出荷業者を対象に、「収穫前の段階において確認書等により販売数量が決定している数量」について調査。
- 近年、主食用米の事前契約（複数年契約）の取組は、年々増加してきたが、2年産は元年産に比べて進んでいない状況。

【近年の主食用米の事前契約数量の推移】



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」（報告対象：年間取扱量5,000トン以上の集出荷事業者）

注：1 「事前契約数量」は、収穫前の段階において確認書等により販売数量が決定している数量。

2 「複数年契約」の契約期間は3年間が大宗である。

3 30年産までは確定値、元年産・2年産は2年6月末現在の速報値。

令和2年産における事前契約の取組状況

○ 令和2年産の6月末現在の事前契約数量は前年同月比▲9.4万トンの72.2万トンとなっており、元年産の荷動きが鈍い中、契約の締結は進んでいない状況。

	元年産				2年産		
	事前契約数量	うち、複数年契約	元年6月末現在 ①	うち、複数年契約	2年6月末現在 ②	うち、複数年契約	前年同月差 ②-①
北海道	208.5	183.0	172.2	172.2	158.0	158.0	▲14.2
青森	56.7	19.5	11.3	10.1	12.2	12.2	+0.9
岩手	88.8	88.8	82.1	82.1	65.3	65.3	▲16.8
宮城	126.9	113.7	125.9	112.7	127.8	117.3	+1.8
秋田	190.4	101.3	95.3	86.4	95.5	86.5	+0.2
山形	81.6	31.4	21.0	21.0	13.9	13.9	▲7.1
福島	46.7	45.6	43.2	43.2	17.0	17.0	▲26.2
茨城	16.3	1.0	-	-	-	-	-
栃木	74.0	69.6	69.6	69.6	45.9	45.9	▲23.7
群馬	0.2	-	-	-	-	-	-
埼玉	7.8	0.9	0.6	0.6	0.9	0.9	+0.3
千葉	12.0	12.0	8.1	8.1	-	-	▲8.1
東京	-	-	-	-	-	-	-
神奈川	-	-	-	-	-	-	-
山梨	-	-	-	-	-	-	-
長野	35.1	32.5	31.0	31.0	31.4	31.1	+0.4
静岡	1.7	-	-	-	-	-	-
新潟	167.7	105.5	110.7	110.7	122.2	122.2	+11.5
富山	39.7	8.2	0.7	0.7	-	-	▲0.7
石川	20.5	1.5	1.5	1.5	-	-	▲1.5
福井	9.1	9.1	9.3	9.3	-	-	▲9.3
岐阜	15.0	2.6	-	-	-	-	-
愛知	13.0	1.7	1.5	1.5	1.7	1.7	+0.2
三重	20.0	-	-	-	-	-	-

単位：千玄米トン

	元年産				2年産		
	事前契約数量	うち、複数年契約	元年6月末現在 ①	うち、複数年契約	2年6月末現在 ②	うち、複数年契約	前年同月差 ②-①
滋賀	35.4	16.6	7.7	7.7	9.9	9.9	+2.2
京都	6.8	-	-	-	-	-	-
大阪	-	-	-	-	-	-	-
兵庫	13.0	-	13.0	-	13.0	-	+0.0
奈良	-	-	-	-	-	-	-
和歌山	-	-	-	-	-	-	-
鳥取	4.1	-	4.1	-	-	-	▲4.1
島根	34.7	3.2	2.4	2.4	-	-	▲2.4
岡山	4.7	-	-	-	-	-	-
広島	24.7	-	-	-	-	-	-
山口	22.4	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	▲0.1
徳島	2.2	-	-	-	-	-	-
香川	15.8	5.7	3.3	3.3	6.0	6.0	+2.7
愛媛	3.3	-	-	-	-	-	-
高知	2.1	-	-	-	-	-	-
福岡	26.1	0.8	0.6	0.6	0.2	0.2	▲0.4
佐賀	-	-	-	-	-	-	-
長崎	-	-	-	-	-	-	-
熊本	-	-	-	-	-	-	-
大分	3.3	-	-	-	-	-	-
宮崎	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島	-	-	-	-	-	-	-
沖縄	-	-	-	-	-	-	-
全 国	1,430	855	816	775	722	689	▲94

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。

2 報告対象米穀は、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。

3 集荷数量は、報告対象業者が自ら販売するために集荷した数量である。

4 事前契約分とは、注3時点の集荷数量のうち、は種前・収穫前契約及び複数年契約による数量（確認書等により数量のみが決定した契約を含む。）である。

5 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。

6 「-」は、集荷数量や事前契約数量に該当がないもの。

令和2年産備蓄米の政府買入入札の結果

○ 令和2年産備蓄米の政府買入入札については、令和2年3月までに4回実施し、買入予定数量20万7千トンに対して全量の落札となっている。

産 地	買入予定数量 (優先枠) ①	第1～4回 落札数量 ②	落札率 ②／①	①－②
北海道	2,162	2,162	100.0%	0
青 森	27,259	27,259	100.0%	0
岩 手	3,488	3,488	100.0%	0
宮 城	11,600	11,600	100.0%	0
秋 田	21,572	17,235	79.9%	4,337
山 形	21,291	20,764	97.5%	527
福 島	27,050	27,050	100.0%	0
茨 城	1,103	1,103	100.0%	0
栃 木	7,602	6,965	91.6%	637
群 馬	555	555	100.0%	0
埼 玉	463	463	100.0%	0
千 葉	3,985	3,985	100.0%	0
東 京				
神奈川				
新 潟	25,149	25,149	100.0%	0
富 山	12,197	12,197	100.0%	0
石 川	7,849	6,633	84.5%	1,216
福 井	4,076	3,855	94.6%	221
山 梨				
長 野	1,446	1,089	75.3%	357
岐 阜	435	230	52.9%	205
静 岡	20	20	100.0%	0
愛 知	846	846	100.0%	0
三 重	270	0	0.0%	270
滋 賀	1,342	1,342	100.0%	0

産 地	買入予定数量 (優先枠) ①	第1～4回 落札数量 ②	落札率 ②／①	①－②
京 都				
大 阪				
兵 庫				
奈 良				
和歌山				
鳥 取	400	400	100.0%	0
島 根	130	130	100.0%	0
岡 山	977	546	55.9%	431
広 島	20	20	100.0%	0
山 口				
徳 島	1,182	360	30.5%	822
香 川				
愛 媛				
高 知	10	10	100.0%	0
福 岡	264	114	43.2%	150
佐 賀	220	220	100.0%	0
長 崎	10	10	100.0%	0
熊 本	247	120	48.6%	127
大 分	94	94	100.0%	0
宮 崎				
鹿児島				
県別優先枠計 ①	185,314	176,014	95.0%	9,300
一般枠 ②	21,686	30,986		
合計(①+②)	207,000	207,000	100.0%	0
うちCPTPP分		7,000		

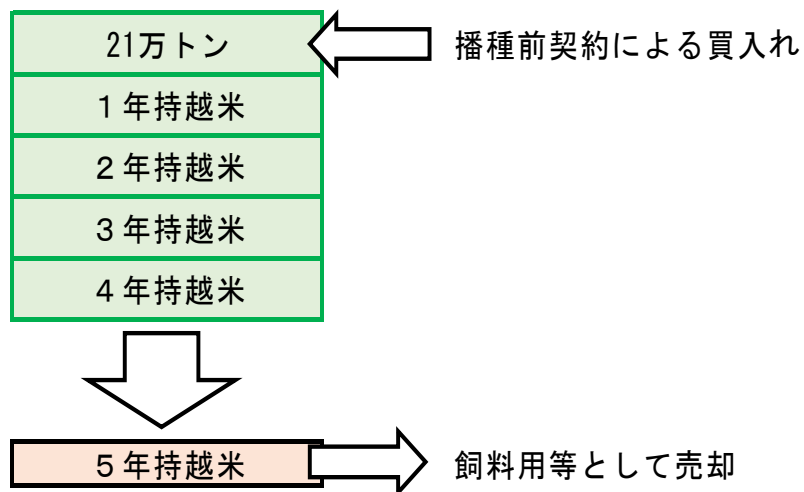
⇒ 買入予定数量は
全量落札

政府備蓄米について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入れ・売渡しが市場に与える影響を避けるため、棚上備蓄を実施（平成23年産～）。
- 具体的な運用としては、
 - ① 買入れについては、出来秋の市場価格に影響を与えないよう、播種前の事前契約により、公正性・透明性を確保する観点から入札により実施（毎年21万トン）。
 - ② 売渡しについては、基本的には、5年持越米から飼料用等の非主食用として売却。

基本的な政府備蓄米の運用

原則21万トン程度 × 5年間程度 → 100万トン程度



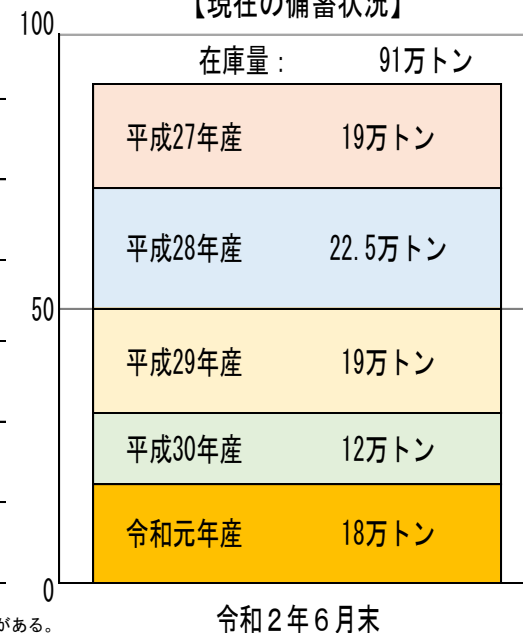
政府備蓄米の現在の在庫状況

（令和2年7月指針案）

【最近の買入数量】

平成27年産	25万トン
平成28年産	22.5万トン
平成29年産	19万トン
平成30年産	12万トン
令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン（予定）

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

令和2年産米等の作付意向について（令和2年6月末現在）①

- 主食用米は、4月末に比較して、前年実績に対し減少傾向が10県増加して22県となったものの、主産県の多くを含めた25県が前年並み傾向であり、6月末現在において前年実績（137.9万ha）から微減と推計。
一方、戦略作物については、4月末に比較して、飼料用米で減少傾向が8県増加して28県、加工用米で減少傾向が3県増加して20県となっています。
- 通常6月30日が提出期限である飼料用米等の取組計画書等について、8月31日まで追加・変更を受け付けることとしたところであり、主食用米から飼料用米等への仕向先の変更に一層取り組むことが必要です。

【令和2年産米等の作付意向（元年産実績との比較、令和2年6月末現在）】

	主食用米	備蓄米	戦略作物						
			加工用米	飼料用米	WCS用稲 〔稲発酵 粗飼料用稲〕	米粉用米	新市場 開拓用米 （輸出用米等）	麦	大豆
前年より 増加傾向	0県	18県	20県	8県	18県	27県	25県	21県	21県
前年並み 傾向	25県	7県	4県	9県	15県	4県	2県	10県	9県
前年より 減少傾向	22県	9県	20県	28県	11県	16県	11県	14県	15県

注1：2年産の意向（増加傾向、前年並み傾向、減少傾向）は、元年産実績との比較。
2：比較している主食用米の元年産実績は、令和元年12月10日統計部公表の主食用作付面積。
3：備蓄米の元年産実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。
4：加工用米、飼料用米、WCS用稲、米粉用米、新市場開拓用米の元年産実績は、取組計画認定面積。
5：麦・大豆の元年産実績は、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

令和2年産米等の作付意向について（令和2年6月末現在）②

都道府県	主食用米		備蓄米		戦略作物													
	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	加工用米		飼料用米		WCS用稲 (稲発酵粗飼料用稲)		米粉用米		新市場開拓用米 (輸出用米等)		麦		大豆	
					元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)
全国計	137.9万		32,818		46,737		72,509		42,450		5,306		4,097		97,197		86,299	
北海道	97,000	↘	381	→	5,022	↗	1,974	↘	573	→	50	↗	591	↗	33,132	↗	18,810	↘
青森	39,200	↘	4,505	↗	1,162	↘	4,765	↘	652	→	6	↘	131	↗	626	↘	4,253	↗
岩手	48,300	→	651	↗	1,292	↘	3,724	↘	1,673	↗	57	↗	177	↗	3,347	→	3,519	↗
宮城	64,800	→	2,167	↗	836	↘	4,871	↘	2,053	→	72	↗	442	↗	1,700	↘	9,403	↘
秋田	74,900	→	3,738	↘	8,439	↘	1,601	↘	1,144	↘	391	↗	249	↘	190	↘	7,895	→
山形	56,900	→	3,561	↗	3,708	↗	3,444	↘	922	→	124	↘	167	↗	87	↘	4,596	→
福島	60,400	↘	4,800	↗	446	→	4,623	↘	1,013	↘	2	↘	63	↘	248	↗	792	↘
茨城	66,400	↘	208	↗	1,286	↗	7,707	→	527	→	17	↗	400	↗	4,370	↘	391	↗
栃木	54,900	→	1,386	→	2,098	↘	8,414	↘	1,620	↘	699	↗	52	↘	7,148	→	339	↘
群馬	13,600	→	114	↗	1,473	↘	1,003	↘	528	↘	337	↘	14	↘	2,118	↘	110	↘
埼玉	30,900	→	92	↗	247	→	1,281	→	106	→	749	↗	29	↗	1,686	→	330	→
千葉	53,700	→	714	↗	1,534	↘	3,914	↘	912	↗	33	↗	14	↘	539	↘	181	↗
東京	129	→	-	-	-	-	-	-	-	-	0	↘	-	-	-	-	-	-
神奈川	3,040	↘	-	-	-	-	10	↘	-	-	1	↘	-	-	6	↘	4	↗
新潟	106,800	→	4,502	↗	5,626	↘	2,213	↘	383	↘	1,405	↗	777	↗	177	↘	3,972	↘
富山	33,300	→	2,235	↗	1,259	↘	1,301	→	432	↗	86	↘	274	→	2,930	→	3,681	↘
石川	22,700	→	1,471	↘	539	↘	579	↘	93	↘	119	→	53	↗	882	↗	877	↘
福井	23,600	↘	780	↗	544	↘	1,163	→	93	↗	80	↗	157	↗	4,612	↗	130	↘
山梨	4,810	→	-	-	67	↗	16	↗	12	↗	8	↗	-	-	57	↘	94	→
長野	30,900	→	233	↘	747	↘	235	↘	216	↘	23	↗	68	↗	2,358	→	522	↗
岐阜	21,400	→	92	↘	921	↗	2,336	↘	188	→	27	↗	77	↘	3,298	→	339	↗
静岡	15,600	→	4	↗	127	↗	1,136	↘	239	→	13	↘	1	↘	240	→	44	↘
愛知	26,600	→	167	↗	667	↘	1,272	→	179	↘	73	↗	21	↗	5,135	↗	116	→
三重	26,900	→	53	↘	212	↘	1,613	↘	249	↘	96	↘	66	↗	6,057	↗	281	→

（注1）主食用米、備蓄米及び戦略作物の「2年産意向(対前年実績)」は、元年産実績と比較し、「↗」:増加傾向、「→」:前年並み傾向、「↘」:減少傾向で分類。

（注2）主食用米の「元年産実績」は、元年12月10日統計部公表の主食用作付面積。

（注3）備蓄米の「元年産実績」は、地域農業再生協議会が把握した面積。

（注4）加工用米、飼料用米、WCS用稲、米粉用米、新市場開拓用米の「元年産実績」は、取組計画認定面積。麦・大豆の「元年産実績」は、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

令和2年産米等の作付意向について（令和2年6月末現在）③

都道府県	主食用米		備蓄米		戦略作物													
	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	加工用米		飼料用米		WCS用稲 (稲発酵粗飼料用稲)		米粉用米		新市場開拓用米 (輸出用米等)		麦		大豆	
					元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)	元年産実績	2年産意向 (対前年実績)
滋賀	30,200	↘	264	↗	981	↘	958	↗	231	↗	29	↗	168	↗	7,364	↗	404	↗
京都	13,800	→	-	-	514	↗	99	↘	114	↗	7	↗	19	↗	236	↗	228	↗
大阪	4,850	↘	-	-	0	↘	6	↗	-	-	5	→	-	-	2	↗	5	↘
兵庫	35,300	→	-	-	703	↗	305	↗	789	→	24	↗	3	↗	1,854	↘	1,480	↗
奈良	8,450	↘	-	-	20	↗	30	→	38	→	25	→	-	↗	64	→	19	→
和歌山	6,360	↘	-	-	-	-	2	↘	2	↗	0	↗	-	-	1	↗	14	↗
鳥取	12,600	→	78	→	19	↘	685	↘	368	↘	0	↗	-	↗	25	↗	587	↗
島根	16,900	↘	25	→	298	↗	794	↘	545	↗	10	↘	3	↘	287	↘	538	↗
岡山	29,300	→	183	↘	368	↗	1,076	↘	327	↗	85	↗	3	↗	1,114	↗	1,103	↗
広島	22,200	↘	4	↗	357	↗	332	↘	552	→	112	↗	6	↘	251	↗	274	↗
山口	18,400	↘	-	-	913	↘	893	→	318	↗	15	↗	1	→	696	→	736	↗
徳島	11,000	↘	246	↘	17	↗	476	↗	220	→	14	↘	24	↗	44	↗	12	↘
香川	12,000	↘	-	-	45	↘	121	↗	125	↗	10	↘	2	↗	949	↗	48	↗
愛媛	13,500	→	-	-	41	↗	288	↘	134	↗	4	↘	-	-	504	↗	305	↗
高知	11,300	→	2	→	64	→	880	↘	236	↗	14	→	-	-	5	↘	58	↗
福岡	34,500	→	51	↘	220	↘	1,969	↗	1,497	→	209	↗	6	↘	1,320	↘	7,941	→
佐賀	23,700	↘	43	↗	373	↗	558	↗	1,448	↗	14	↗	5	↗	153	→	7,805	↘
長崎	11,300	↘	2	→	9	→	128	→	1,218	→	6	↘	-	↗	75	↗	312	↘
熊本	32,300	↘	46	↘	717	↗	1,175	↘	7,757	↗	220	↘	16	↗	714	↗	2,037	↗
大分	20,400	↘	18	→	137	↗	1,362	→	2,458	↗	10	↗	-	-	543	↗	1,281	↘
宮崎	14,600	↘	-	↗	1,478	↗	431	↘	6,625	→	20	↘	18	↘	11	↗	198	→
鹿児島	18,300	↘	-	-	1,199	↗	742	↘	3,641	↘	8	↗	-	↗	42	↗	234	↗
沖縄	665	↘	-	-	12	↗	-	-	-	↗	-	↗	-	-	-	-	-	-

(注1) 主食用米、備蓄米及び戦略作物の「2年産意向(対前年実績)」は、元年産実績と比較し、「↑」:増加傾向、「→」:前年並み傾向、「↓」:減少傾向で分類。

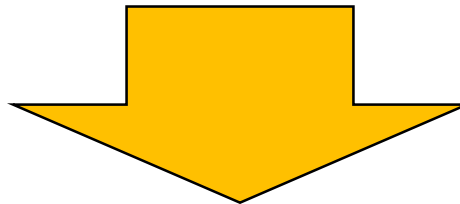
(注2) 主食用米の「元年産実績」は、元年12月10日統計部公表の主食用作付面積。

(注3) 備蓄米の「元年産実績」は、地域農業再生協議会が把握した面積。

(注4) 加工用米、飼料用米、WCS用稲、米粉用米、新市場開拓用米の「元年産実績」は、取組計画認定面積。麦・大豆の「元年産実績」は、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。

令和2年産米等の推進について

- ・ 令和2年産米等の4月末現在の作付意向調査では、主食用米は前年並みである一方、飼料用米や加工用米などは減少とする県が2月末から増えており、更なる推進が必要。
- ・ また、5月末時点の民間在庫量（農家手持ちを除く。）は前年同時期に比べ、10万トン以上、上回っている状況。
- ・ こうした中、先日（6月4日）の全中理事会でも、「新型コロナウイルスの影響で、生産現場で制度の周知が難しく、営農計画書の提出期限の延長など、十分な推進期間の確保が必要」と決定。
- ・ このような状況を踏まえ、以下の措置を講じたところ。



○ 営農計画書、飼料用米等の取組計画書の追加・変更の受付

6月末が提出期限である営農計画書や飼料用米等の取組計画書等について、追加・変更を8月末まで受付け。

※ 10月19日まで農業者別一覧の提出期間を確保。

令和2年産米等の推進に係る主産地からの主な意見

主な意見	産地名
【主食用米から飼料用米等への転換】 ○ <u>生産者は2年産の概算金が元年産と同水準になると考えているので、飼料用米への転換は難しい状況。</u>加えて、生産者としてのプライドもあり、エサとしての飼料用米に取り組むよう理解してもらうことが難しい。 ○ 概算金が低めに設定された場合、生産者が主食用米から飼料用米への転換を判断する可能性。産地交付金等による支援を考慮すれば、最終的には転換する方が農家手取りが良くなるとはいえ、<u>出来秋での品代が主食用米に比べると低くなる</u>ことが転換が進まない理由の一つ。 ○ 現行では、主食用米から飼料用米等への転換に関しては、生産者の意向がなければ進められない仕組みとなっている。主食用米から飼料用米等への転換を進めるためには、<u>生産者の結び付けを不用にするなどの対応を検討してもらいたい。</u> ○ 主食用米と飼料用米との手取り格差を埋めるため、<u>産地交付金の上乗せ助成を行うべき。</u>	宮城県、福島県 新潟県 秋田県・新潟県 秋田県、宮城県、新潟県ほか
【系統外への推進】 ○ 令和2年産米の需要に応じた生産・販売に関する推進に関しては、<u>系統だけでは限界。</u>商系業者・大規模法人等にも需要に応じた生産の責務があるので、これらの者にも積極的に推進を行うべき。 ○ 大規模生産法人に対しては、支援内容を説明したビラを配付するなど推進しているところ。系統には現在の需給情報を生産者に周知するよう要請しているが、<u>商系業者の協力を得ることは難しい状況。</u>	宮城県 福島県
【備蓄米の追加買入】 ○ 米の需要量が毎年10万トン減少している中は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、需要が減少しているので、特例的に政府備蓄米の追加買い入れを行ってもらいたい。	宮城県、山形県、福島県、新潟県、石川県ほか

各産地における推進事例 ①（地方創生臨時交付金）

- ・ 国からの情報提供や意見交換を通じて、各県では地方創生臨時交付金、産地交付金を活用した支援が実施されているところ。
- ・ 特に、福島県では飼料用米への転換に地方創生臨時交付金を活用した支援メニューを創設するとともに、地域協議会が産地交付金も活用した支援を行うことで効果を高める工夫。
- ・ 引き続き、各県と連携しつつ、農林水産省としても飼料用米等への転換を働きかけ。

◇福島県「飼料用米推進緊急対策事業」の創設

○ 支援対象について

- ・ 飼料用米の3年以上の複数年契約に取り組む農業者すべての方が支援の対象
- ・ 国交付金の飼料用米の複数年契約加算（10a当たり12,000円）の対象となっていることが条件
- ・ 産地交付金に加え、地方創生臨時交付金を活用した「飼料用米推進緊急対策事業」により支援（支援額は10a当たり5,000円以内）

※ 今回の県補助金を加えた飼料用米（複数年契約）に関する交付金等収入は、下表のとおり。

区 分	金額（円/10a）
国交付金 （戦略作物助成） A	80,000
国交付金 （複数年契約加算） B	12,000
産地交付金 （地域農業再生協議会が設定） C	α
県補助金 （今回の措置） D	5,000
合計 A+B+C+D	97,000+ α

地域農業再生協議会
より設定

◇福島県猪苗代町「飼料用米の一般品種」に対する支援の創設（産地交付金）（例）

※取組計画書の追加・変更を受けての対応
（支援単価：4,000円／10a）

<見直し前>

多収品種
による生産

既に移植済の
一般品種も
対象に追加

<見直し後>

多収品種による生産

又は

一般品種で生産性
向上の取組を行うもの

◇兵庫県「持続的生産等支援事業」の創設

区分	持続的生産支援
実施内容	2年産の酒造好適米栽培を中止し、他品種への転換等に協力する生産者を支援
実施主体	農業者団体
単価	6,000円／10a
負担割合	県1／2、農業者団体1／2

◇秋田県での取組

酒造好適米の加工用米への転換について支援。
（支援単価：30,000円／10a）

◇山口県での取組

酒造好適米から他品種への転換を行った生産者に対して、掛かり増し経費を支援。
（支援単価：17,000円／10a）

※その他いくつかの県においては地方創生臨時交付金について検討。

各産地における推進事例 ②（産地交付金）

◇新潟県「田んぼ一枚転換運動」の推進 「酒造好適米から米粉用米等への転換」に対する支援の創設

（参考）新潟県の「田んぼ一枚運動」の推進ビラ（県内の全農家に配布）

新潟県農業再生協議会
新潟県 新潟県農業会議 新潟県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会新潟県本部 新潟県主食集荷商業協同組合

- 新潟県、新潟県農業会議、新潟県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県主食集荷商業協同組合のオール新潟で推進。
- 主に業務用向けの「ゆきん子舞（ゆきんこまい）」や酒米を中心に、田んぼ1枚を米粉用米等に転換するよう働きかけ。
- 産地交付金を活用することで相応の収入を確保。
（支援単価：20,000円／10a + 12,000円／10a）

※ 酒造好適米から米粉用米への転換は20,000円／10aが加算され、複数年契約で取り組んだ場合はさらに12,000円／10aが加算。

◇愛知県での取組

飼料用米の取組について支援単価を変更。

（変更前） 2,500円／10a



（変更後） 5,000円／10a

◇秋田県での取組

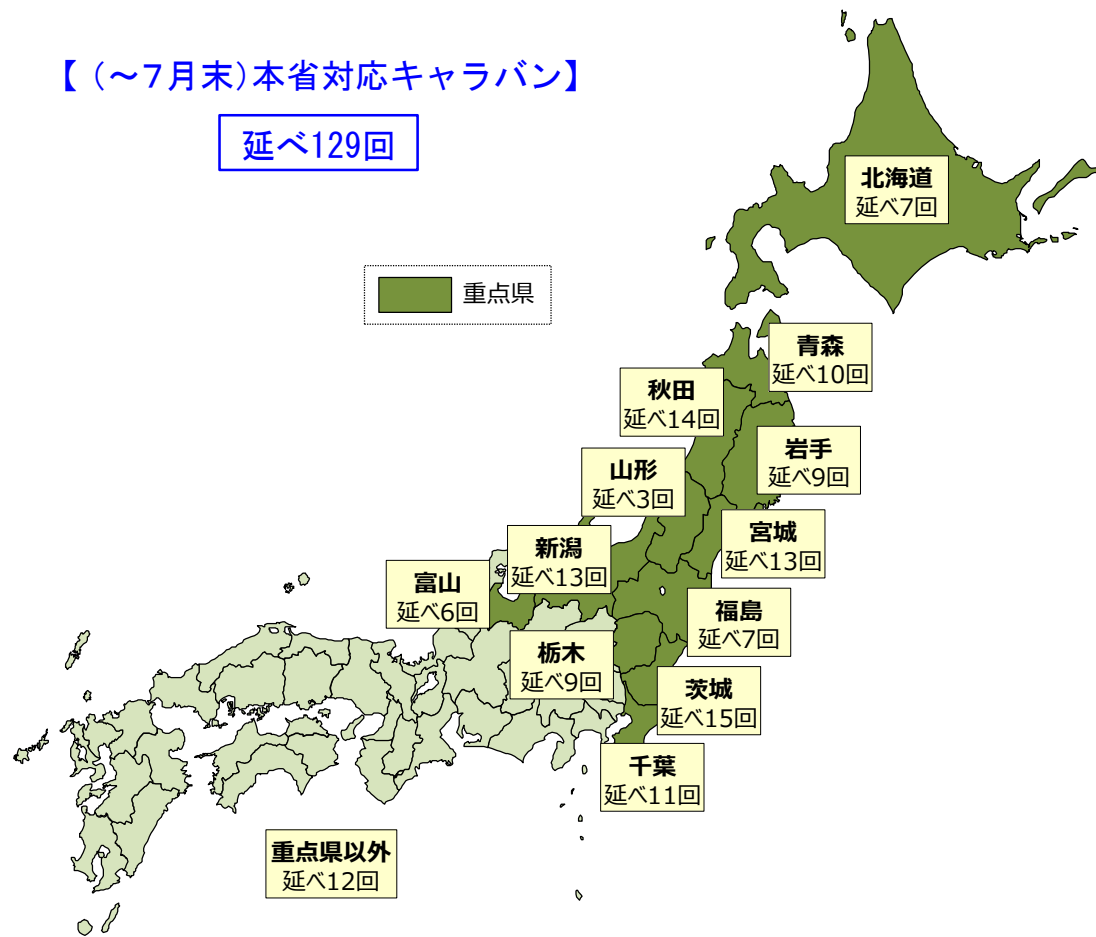
酒造好適米の加工用米への転換について支援。
（支援単価：24,000円／10a）

令和2年産米の需要に応じた生産・販売の推進に係るキャラバン実施状況(7月末現在)

- 米の主産県を重点県として位置づけ、重点県を中心に本省職員が直接出向くキャラバンを実施。
- キャラバンでは、全中、全農も農水省に同行した上で、県協議会（県庁・県中央会・県本部）に働きかけを行うとともに、さらに地域協議会、ＪＡ、商系集荷事業者、農業法人に対しても働きかけを実施。
- ４月以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、対面による対応が困難となったことから、電話やメール等による働きかけを実施（延べ2,000回以上）。
- なお、緊急事態宣言解除後は、本省職員が直接出向くキャラバンを再開。

【(～7月末)本省対応キャラバン】

延べ129回



	重点県の対応先
北海道	道、ホクレン、北農中 JA(1) 商系業者(1) ブロック会議(道協議会担当者) 市町村担当者説明会
青森	県、県中、県本部、県集 地域協議会(4) 商系業者(4) 農業経営者会議 市町村担当者説明会
岩手	県、県中、県本部 JA(2) 地域協議会(3) 法人(1)
宮城	県、県中、県本部 地域協議会(3) JA(3) 商系業者(2) ブロック会議(県協議会担当者)
秋田	県、県中、県本部、県集 地域協議会(5) JA(3) 法人(2)
山形	県、県中、県本部、県集
福島	県、県中、県本部、JA(1) 地域協議会会議 方針作成者会議
茨城	県、県中、県本部 地域協議会(2) JA(5) 商系業者(2) 市町村担当者説明会
栃木	県、県中、県本部、県集 地域協議会(1) JA(2) 地域協議会会議
千葉	県、県中、県本部、県集 地域協議会(5) JA(2) 法人協会
新潟	県、県中、県本部、県集、JA(2) 組合長会議、法人協会役員会 稲作経営者会議、法人(3)
富山	県、県中、県本部 地域協議会(4)

＜対策のポイント＞

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、水田農業高収益化推進助成を新設し、支援します。

＜政策目標＞

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン〔令和7年度まで〕）
- 飼料自給率の向上（40%〔令和7年度まで〕）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減〔令和7年度まで〕
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha〔令和7年度まで〕）

※（ ）内は令和元年度補正後予算額

＜事業の内容＞

1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

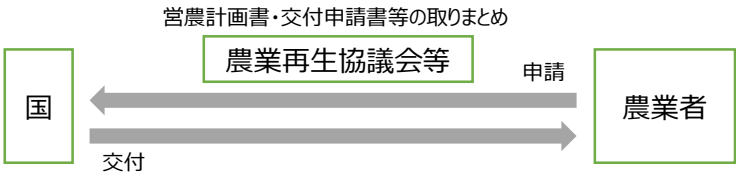
3. 水田農業高収益化推進助成

- 都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

＜事業の流れ＞

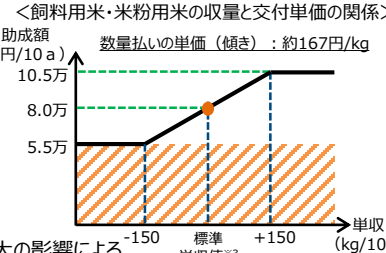


【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課（03-3597-0191）

＜事業イメージ＞

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米※2	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米※2	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a



産地交付金

※1：飼料用とうもろこし ※2：新型コロナウイルス感染症拡大の影響による
を含む 酒造好適米の加工用、米粉用への転換を含む ※3：地域ごとに設定

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※4	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）※5	2.0万円/10a

※4：3年以上の契約
※5：輸出处日本酒の原料用の酒造好適米を含む

上記のほか、以下の取組について、拡大計画に基づき、年度当初に配分を行います。

- ① 転換作物拡大加算（1.5万円/10a）
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。
- ② 高収益作物等拡大加算（3.0万円/10a）
地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等※6の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※6：高収益作物等；高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- ② 高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a）高収益作物による畑地化の取組を支援※7。
- ③ 子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※7：その他の転作物に係る畑地化も同様の単価で支援

令和2年産における需要に応じた生産の推進策

【 令和元年度 】

①転換作物拡大加算 (1.0万円/10a)

- ・都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

②平成31年度緊急転換加算 (5千円/10a) (R1限り)

- ・都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が30年度の面積より減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

③飼料用米・米粉用米の多収品種加算 (1.2万円/10a)

- ・多収品種の取組面積に応じて産地交付金を配分。

④高収益作物等拡大加算 (2.0万円/10a)

- ・地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が30年度以降の最小面積より更に減少し、高収益作物等※の面積が更に拡大した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

※高収益作物(園芸作物等)、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

⑤産地交付金の県枠の設定

- ・当初配分の1割以上は、都道府県段階で支援内容を決定し、重点品目の単価を上乗せ。

【 令和2年度 】

①転換作物拡大加算 (1.5万円/10a)

- ・地域の取組を直接反映し、
麦、大豆等の作付拡大による水田フル活用を推進するため、
単位：都道府県→**地域農業再生協議会**
基準年：主食用米が減少し、転換作物の面積が元年度より拡大
配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分(10月→4月)。

(新規)

②飼料用米・米粉用米の複数年契約加算 (1.2万円/10a)

- ・より安定的な生産・供給にシフトするため、
多収品種加算を見直して複数年契約加算を創設し、インセンティブ付与。

(加算見直し)

③水田農業高収益化推進助成

(高収益作物:2.0万円/10a×5年間、子実用とうもろこし:1.0万円/10a)

- ・都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、
高収益作物、子実用とうもろこしを導入する産地を支援。

(新規)

④高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

- ・高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換を後押しするため、
基準年：主食用米が減少し、高収益作物等の面積が元年度より拡大
配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分(10月→4月)。

(拡充)

⑤麦、大豆等の作付拡大に取り組む産地へ産地交付金をシフト

- ・転換作物の作付実績を踏まえ、R2年度の当初配分に反映。

(新規)

⑥産地交付金の県枠の拡大

- ・当初配分に占める割合：1割以上→1.5割以上に拡大。

(運用見直し)

水田農業の高収益化の推進

<対策のポイント>

- 高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

<政策目標>

- 水田における高収益作物の産地を500創設〔令和7年度まで〕

<事業の全体像>

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームの構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・ 栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・ 活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・ 基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

策定・提出

承認・支援

支援

支援後も計画の実現をフォローアップ

計画策定に向けた支援

- ・ 産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援
- 〔1:時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業(11億円の内数)
2:畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(9億円の内数)〕

※プロジェクトチームの窓口を担当

【お問い合わせ先】

生産局園芸作物課	(03-6744-2113)	(1・3～5の事業)
飼料課	(03-3502-5993)	(2の事業)
政策統括官付穀物課※	(03-3597-0191)	(6の事業)
農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)	(7・8の事業)
水資源課	(03-3502-6246)	(9の事業)

水田農業高収益化推進プロジェクトチーム（国）

技術・機械等の導入支援

- ・ 園芸作物及び子実用とうもろこしの本格的な導入に必要となる
 - ① 栽培技術の実証、機械（収穫機など）等のリース導入等を支援
 - 〔1:時代を拓く園芸産地づくり支援事業(11億円)
2:畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(9億円の内数)〕
 - ② 産地基幹施設（貯蔵施設など）の整備を支援〔3:強い農業・担い手づくり総合支援交付金(優先枠:200億円の内数)〕
- ・ 水田の畑・樹園地転換を通じて、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援
 - 〔4:果樹農業生産力増強総合対策のうち未来型果樹農業等推進条件整備(57億円の内数)
5:農地耕作条件改善事業のうち未来型産地形成推進条件整備型(250億円の内数)〕

「推進計画」に位置付けられた取組を優先採択

「推進計画」に位置付けられた取組を優先採択

経営転換のインセンティブ付与

- ・ 「推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物の導入・定着を図る取組等を支援
 - ① 高収益作物※定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）：新たな導入面積に応じて支援②とセット）
 - ② 高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a・1回限り）：高収益作物による畑地化の取組を支援
 - ③ 子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）：作付面積に応じて支援
- ※高収益作物：園芸作物等
- 〔6:水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成(3,050億円の内数)〕

生産基盤の整備

- ・ 基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
- 〔7:農業競争力強化基盤整備事業(1,291億円の内数)、8:農地耕作条件改善事業(250億円)等〕
- ・ 高収益作物導入のための畑地化・汎用化を促進する事業の拡充（高収益作物の作付面積割合が5割以上の場合に、受益面積要件を現行の20haから5haまで緩和し、農業者の費用負担分を支援する仕組みを導入）
- 〔9:水利施設等保全高度化事業(1,291億円の内数)〕

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

（１）交付対象者

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません。）。

※ 集落営農の要件は、２要件（組織の規約の作成、対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

（２）対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※ １ ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

※ ２ てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

【10a当たり標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10a当たり当年産収入額とは】

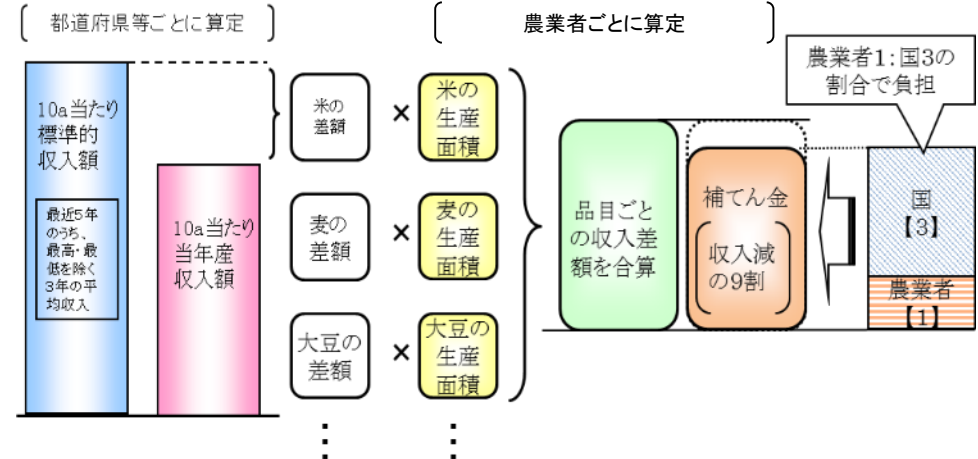
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

（３）ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



（４）収入保険との関係

- 収入保険導入（平成31年1月）以降は、農業者は収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<政策目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体が行う業務用米や輸出用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会等を支援**します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した国内外の日本酒の消費回復・拡大を図るために**民間団体等が行う取組において、必要となる酒造好適米の供給を支援**します。

産地

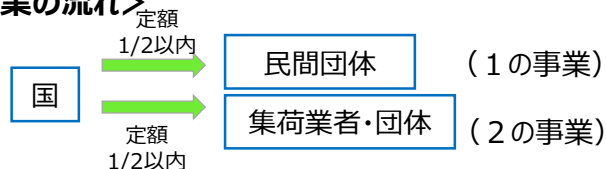
2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（※）。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた酒造好適米の保管経費の支援対象期間を拡大。）
- ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

また、米の流通合理化を進めるため、玄米の推奨規格フレコンを活用した**輸送モデル実証**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米等の安定取引拡大支援

〔業務用米取引セミナー〕



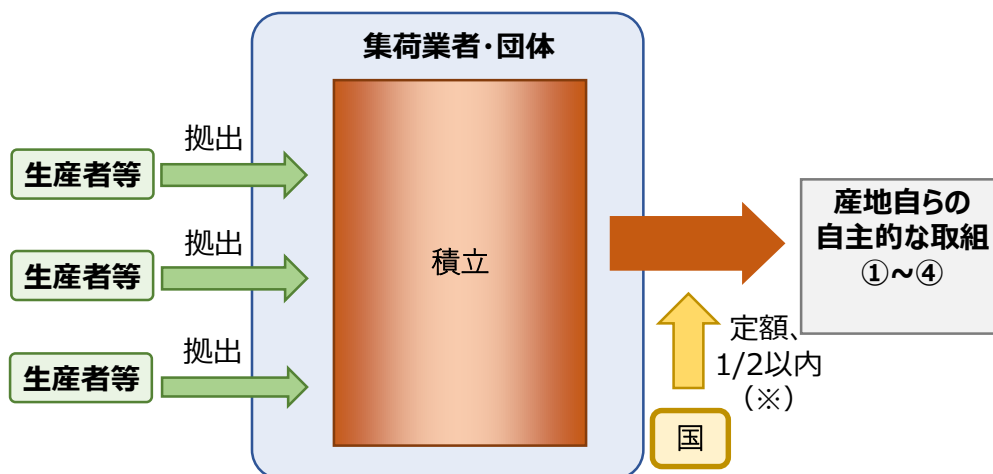
〔展示商談会〕



〔輸出用米商談会〕



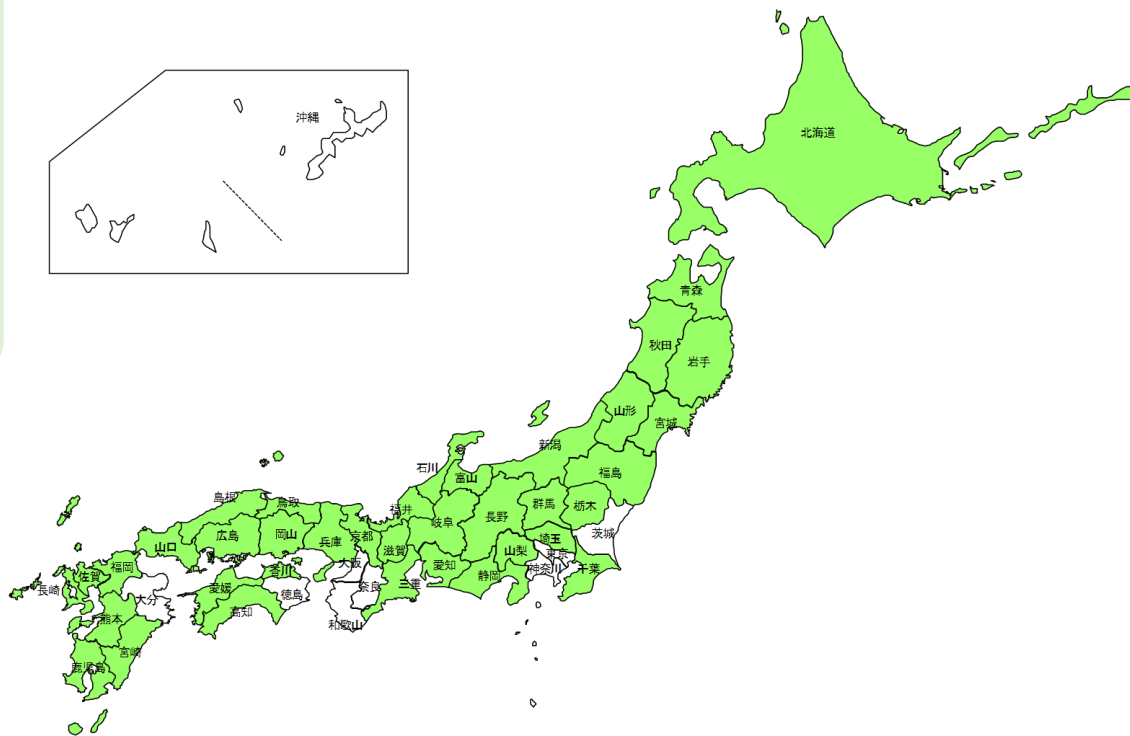
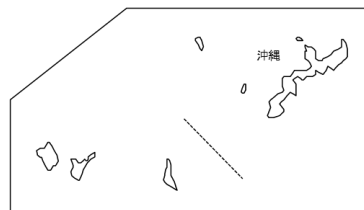
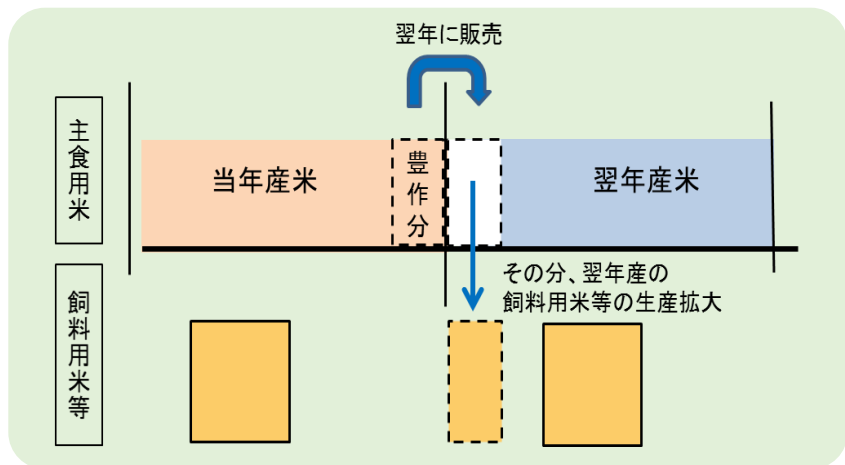
2. 周年供給・需要拡大支援



（※） 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。
 【お問い合わせ先】 政策統括官付農産企画課（03-6738-8973）

主食用米の需給安定の考え方について

- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」には、主食用米を長期計画的に販売する取組や、輸出など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を平成27年度から創設。
(米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和2年度予算額：50億円（前年度：50億円）)
- 本事業を活用するための体制整備は38道府県の41事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。(令和元年度においては23道県の24事業者において活用（申請ベース）)
- 必要がある場合に、この支援措置を活用して、豊作分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金を活用して、翌年産の飼料用米等の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。
(水田活用の直接支払交付金：令和2年度予算額：3,050億円（前年度：2,961億円）)



事業に必要な体制整備を行っている産地	38道府県
【令和元年度事業活用状況(申請ベース)】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、福島、栃木、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、愛知、兵庫、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀、鹿児島	23道県 (24事業者)
【平成30年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田(2)、山形(2)、福島、栃木、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、愛知、兵庫、鳥取、島根、山口、福岡、佐賀、長崎、鹿児島	24道県 (26事業者)

注)「事業に必要な体制整備を行っている産地」は、事業要件である生産者等による積立の体制整備等を行っている事業者が所在する道府県。(経済連・県本部等の事務担当者へのヒアリング結果)

コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況

輸出の現状

○ コメ・コメ加工品の輸出金額はコメ（援助米除く）の輸出が好調ではあるものの、日本酒の減少が大きく、全体の輸出金額では減少（対前年同期比-15%）。数量（原料米換算）ベースでも減少。（対前年同期比 - 3%。）

品 目 名		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年1～6月		(参考) 主な輸出先国	
							対前年同期比		
コメ・コメ加工品	数量(※)	24,135トン	28,340トン	31,741トン	34,851トン	16,440トン	-3%	米国 香港 中国 台湾 韓国 シンガポール	
		金額	221億円	261億円	304億円	323億円	138億円		-15%
	コメ (援助米を除く)	数量	9,986トン	11,841トン	13,794トン	17,381トン	9,879トン	+27%	香港 シンガポール 米国 台湾 中国
		金額	27億円	32億円	38億円	46億円	27億円	+29%	
	米菓 (あられ・せんべい)	数量	3,567トン	3,849トン	4,053トン	4,033トン	1,891トン	-5%	米国 台湾 香港 シンガポール サウジアラビア
		原料米換算	3,032トン	3,272トン	3,445トン	3,428トン	1,607トン	-5%	
		金額	38億円	42億円	44億円	43億円	20億円	-4%	
	日本酒 (清酒)	数量	19,737 キロリットル	23,482 キロリットル	25,747 キロリットル	24,928 キロリットル	8,795 キロリットル	-35%	米国 中国 香港 韓国 台湾 シンガポール
		原料米換算	11,117トン	13,227トン	14,502トン	14,041トン	4,954トン	-35%	
		金額	156億円	187億円	222億円	234億円	91億円	-25%	

※コメの輸出量とコメ加工品（米菓及び日本酒）の輸出量（原料米換算）の合計

高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓のうち 海外の需要拡大・商流構築に向けた取組の強化

【令和元年度補正予算額 3,310百万円】

＜対策のポイント＞

TPP、日EU・EPA、日米貿易交渉を通じて得られた関税撤廃等のチャンスを最大限活かすとともに、影響が懸念される品目についての体質強化を図るため、日本産農林水産物・食品の輸出の戦略的プロモーション・商談サポートの強化、早期に成果が見込まれる重点分野・テーマ別の海外販路開拓の強化、訪日外国人への多様な食体験の提供、コメ・コメ加工品の海外需要の開拓、外食産業等と連携した需要拡大対策等を支援します。

＜政策目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

＜事業の内容＞

1. 海外需要創出等支援緊急対策事業 2,400百万円

- 海外での戦略的プロモーション、海外見本市への出展支援、国内外での商談会の開催等の取組を強化します。
- 早期に成果が見込まれる重点分野・テーマを公募により採択し、集中的に支援を実施するとともに、輸出有望商品の発掘・テスト販売の取組を支援します。
- 生産、加工、輸送、販売の各段階で生じるボトルネックを解消し、新たなバリューチェーンを構築するための実証を支援します。

2. 訪日外国人の食体験を活用した輸出促進事業 210百万円

訪日外国人の嗜好に合わせて食と異分野を掛け合わせた多様な旅行体験の提供を拡大するとともに、帰国後も日本の食を再体験できる環境を整備します。

3. コメ海外市場拡大戦略プロジェクト推進支援 500百万円

コメ海外市場拡大戦略プロジェクトに参加する産地や輸出事業者等が連携して戦略的に取り組むコメ・コメ加工品の海外市場開拓、プロモーション等を支援します。

4. 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 200百万円

産地と外食産業等の連携により、国産原材料を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援します。

＜事業イメージ＞

1 海外需要創出等支援緊急対策事業



海外見本市への出展支援



和牛カッティングセミナー

（重点分野・テーマ例）

- ✓ 家具・建具等EU・TPP諸国等における木材製品の販売強化
- ✓ 米国等における花きの展示等でのPR
- ✓ 米国・TPP11参加国・EU等における国産畜産物の定着・価値向上
- ✓ TPP諸国等の有望市場を中心とした日本産青果物のPR
- ✓ 高付加価値水産物の販路拡大

2 訪日外国人の食体験を活用した輸出促進事業



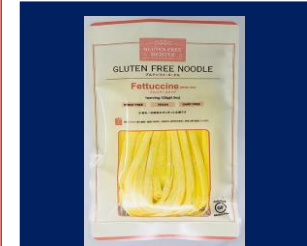
訪日外国人の多様な食体験の提供

3 コメ海外市場拡大戦略プロジェクト推進支援



日本産コメ・日本酒・米菓・米粉・包装米飯等の重点的なプロモーション等

4 外食産業等と連携した需要拡大対策事業



ハラル対応米粉麺、賞味期限を延長させた新タイプの米粉麺

- （1の事業） 食料産業局輸出促進課
- （2の事業） 食料産業局食文化・市場開拓課
- （3の事業） 政策統括官付農産企画課
- （4の事業） 生産局園芸作物課

- （03-6744-7045）
- （03-6744-0481）
- （03-6738-6069）
- （03-3502-5958）

＜事業の流れ＞



<対策のポイント>

今般の新型コロナウイルス感染拡大を機に**安定的に調達可能な原料に切り替える動き**が見られる中、これを一過性のものとすることなく、**継続的に拡大**するとともに、輸出やインバウンドなどの新規需要を獲得するため、**そうした原料を使用した加工食品・外食メニューの新商品開発・施設整備や原料切替に伴う調達経費、家庭用食をターゲットとしたコメ・コメ加工品の生産ライン等の施設整備等**を支援します。

<政策目標>

食品製造事業者・外食事業者の国産原料割合の拡大、毀損した輸出商流の維持・拡大

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 輸出等の新規需要獲得向け食品・外食メニューの開発・施設整備等

1,501百万円

- 輸出等の新規需要獲得のため、安定調達可能な原料への切替による**加工食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・施設整備等**を支援します。

〈支援対象の取組例〉

- ・原料切替による加工食品・外食メニューの開発・PR、調査の取組
- ・新商品製造に必要な機械の改良・開発や製造設備の整備

2. 輸出等の新規需要獲得のための原料切替に伴う経費の一部負担に対する支援

801百万円

- 輸出やインバウンドなどの新規需要を獲得するため、**3年以上の長期調達契約を締結した食品製造業者・外食事業者**に対して、**安定調達可能な原料の切替に伴う経費の一部**を支援します。

3. 家庭用マーケットをターゲットにしたコメ・コメ加工品の生産ライン整備等

1,200百万円

- 家庭用食や非常時における備蓄として海外での関心が高まっている**パックご飯の製造ライン等の施設整備等**を支援します。

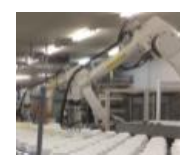
原料切替に伴う食品・外食メニューの開発・施設整備等



新商品の開発



見本市でのPRの様子



箱詰めラインの改良



共同化設備の整備

原料切替に伴う経費の支援



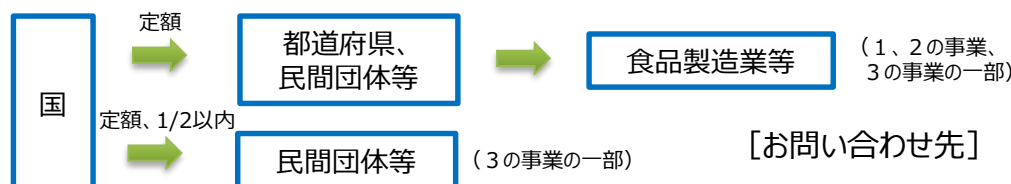
原料切替に伴う経費の一部負担

コメ・コメ加工品の生産ライン等の整備等

コメ・コメ加工品の輸出を大幅に増加させるために必要なパックご飯の製造ラインや諸外国の経済活動を見越して輸出を継続・拡大するための保管施設等の整備、パックご飯等の海外市場開拓を支援。

(GFP又はKKPに加入していることを要件とし、輸出事業者と輸出産地が中長期的に輸出を増加させる契約等を締結している取組に限る。)

<事業の流れ>



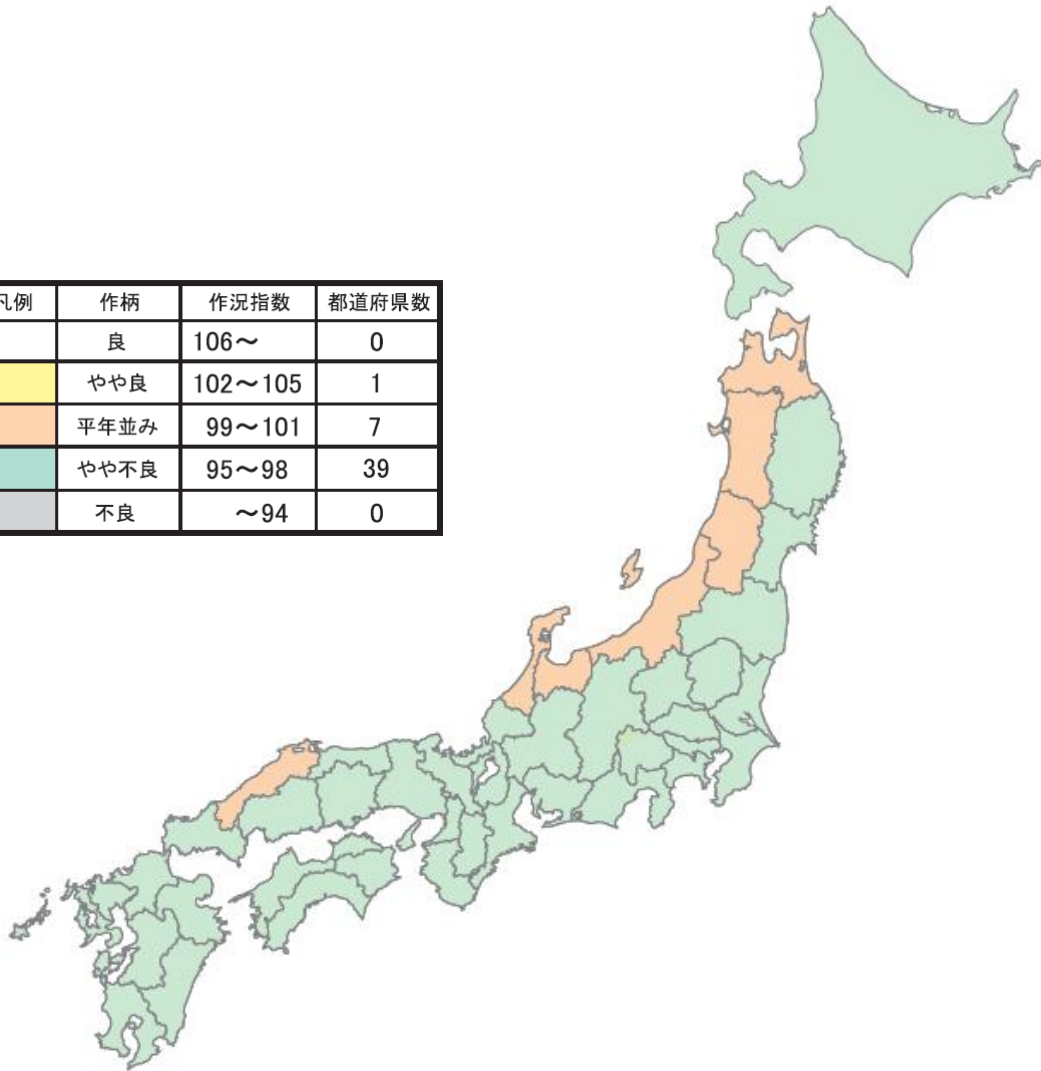
〔お問い合わせ先〕 (1及び2の事業)
(3の事業)

食料産業局食品製造課 (03-6744-7180)
政策統括官付穀物課 (03-6744-2108)
政策統括官付農産企画課 (03-6738-6069)

参 考 資 料

「2020年産水稻の都道府県別作柄」(米穀データバンク予測)

凡例	作柄	作況指数	都道府県数
	良	106～	0
	やや良	102～105	1
	平年並み	99～101	7
	やや不良	95～98	39
	不良	～94	0



水稻作況指数(7月31日現在)

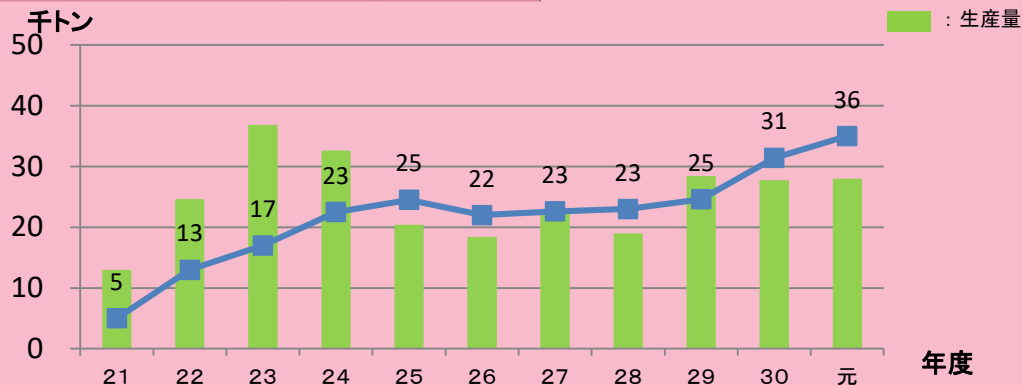
全 国	98		
北海道	98	滋 賀	97
青 森	99	京 都	97
岩 手	98	大 阪	98
宮 城	98	兵 庫	97
秋 田	101	奈 良	98
山 形	100	和歌山	97
福 島	98	鳥 取	97
茨 城	98	島 根	99
栃 木	98	岡 山	97
群 馬	98	広 島	97
埼 玉	97	山 口	96
千 葉	98	徳 島	95
東 京	96	香 川	96
神奈川	97	愛 媛	97
新 潟	99	高 知	98
富 山	99	福 岡	96
石 川	99	佐 賀	95
福 井	98	長 崎	95
山 梨	97	熊 本	97
長 野	98	大 分	96
岐 阜	97	宮 崎	95
静 岡	96	鹿 児 島	96
愛 知	97	沖 縄	102
三 重	96		

資料:(株)米穀データバンク「2020年産米の収穫予想(7月31日現在)」

米粉用米の状況

- 米粉用米の需要量は、平成24年度以降、2万トン程度で推移。米粉の特徴を活かし、グルテンを含まない特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」や「米粉の用途別基準」の運用を平成30年から開始したところであり、米粉の需要量が拡大。
- 民間では、利用拡大に向け、製粉コスト低減の取組のほか、グルテンを使用しない米粉商品の開発、増粘剤や油脂等の代替として使用できる新たな米粉加工品（米ピューレ、アルファ化米粉など）を活用した商品の開発が進むなど、様々な取組を実施。

米粉用米の生産量・需要量の推移



製粉コストの状況

(kgあたり)

	原料価格	製粉コスト等	製品価格
米粉	50円程度	50～270円程度	100～320円程度
小麦粉	50円程度	50～70円程度	100～120円程度

注1) 米粉原料価格は企業購入価格(平均値)であり、農家出荷価格とは異なる場合がある。

注2) 製品価格は大手企業から聞き取った業務用価格。

新たな米粉の活用

◆米ピューレ



- ・米穀を加熱処理した後に裏漉しし、ピューレ状に加工してパン等に利用
- ・乳化剤の代替として利用でき、保湿性に優れたパンの製造等が可能

◆アルファ化米粉



- ・特殊な加工技術により、増粘多糖類や油脂等の代替として製パン時の粘度調節に使用

◆新たな米粉加工品を使用した製品

第一屋製パン



尾西食品



<対策のポイント>

米粉の需要拡大や飼料用米を活用した畜産物等のブランド化、需要のある品種の種子安定供給等の取組を支援します。

<政策目標>

- 米粉用米等の生産を拡大（米粉用米10万トン〔令和7年度まで〕）
- 飼料用米を活用した畜産物等のブランドの確立による販売単価の向上（5年間で10%） 等

<事業の内容>

1. インバウンドにも対応した日本産米粉の需要拡大への支援

訪日外国人の急増等に伴い、グルテンを含まない特性を持つ米粉に注目が集まる状況を捉え、ノングルテン米粉認証制度等により海外に比べ高品質な日本産米粉や米粉加工食品の需要拡大に向けた取組を支援。

2. 米活用畜産物等ブランド化の推進

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物や加工品をブランド化し、その付加価値向上や需要拡大を図るための産地段階での取組を支援。また、全国的な認知度向上や販路開拓等のための全国段階での取組を支援。

- ① 米活用畜産物等ブランド展開事業
- ② 米活用畜産物等全国展開事業

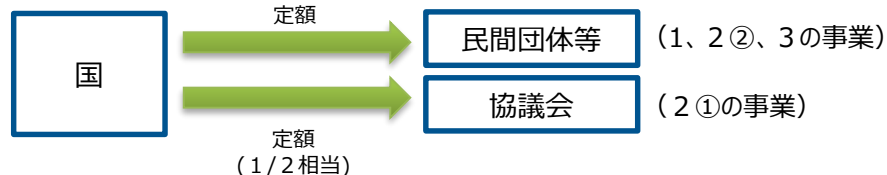
3. 需要のある品種の種子安定供給等への支援

実需者のイニシアティブのもと、輸出用米・加工用米等の需要に対応するための種子安定供給等の取組を支援。

- ・ 広域連携による需要対応品種の種子供給体制の整備
- ・ 地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及

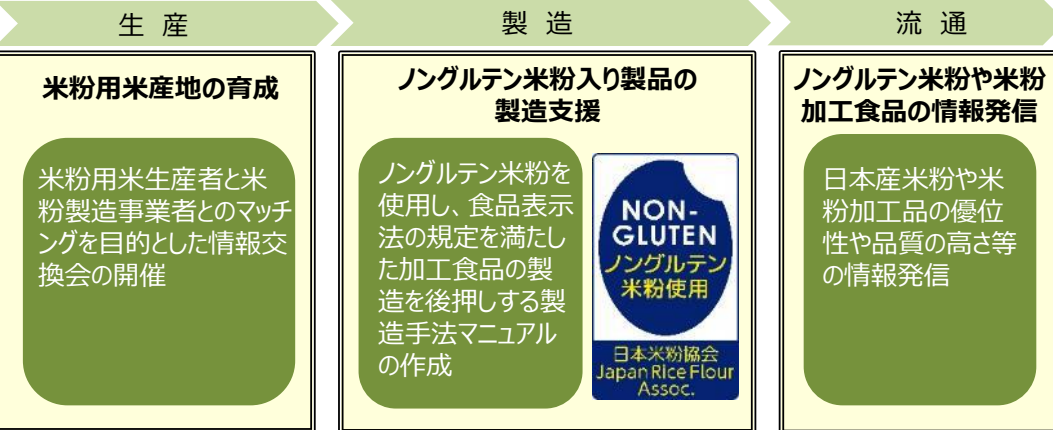
等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【インバウンドにも対応した日本産米粉の需要拡大支援事業】



【米活用畜産物等ブランド化推進事業】



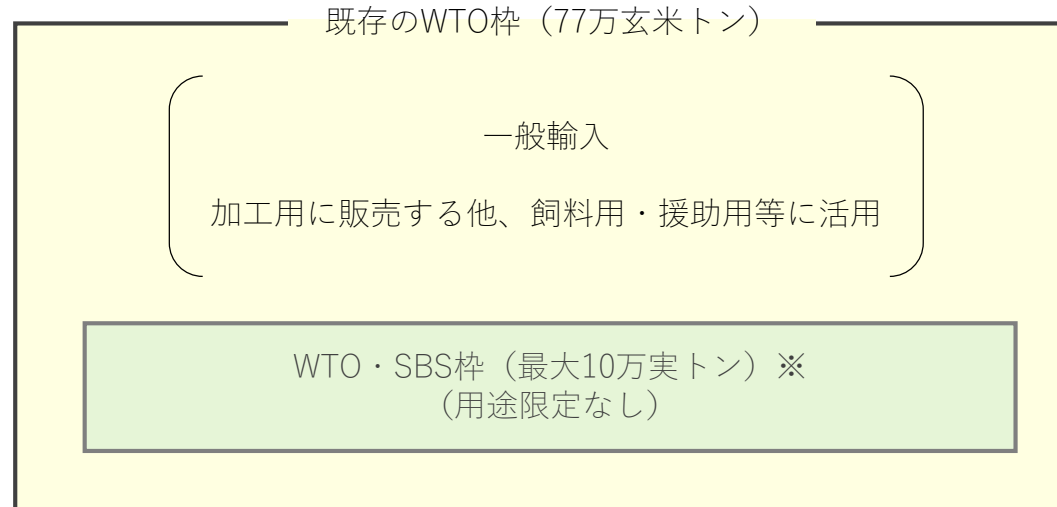
日米貿易協定交渉結果(コメ)

- 米粒（粳、玄米、精米、碎米）のほか、調製品を含め、米関係は、全て除外（米国枠も設けない）。

※ 既存のWTO・SBS枠（最大10万実トン）について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

（注）SBS：国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【参考1】



【参考2】TPP合意内容

- 米・米粉等の国家貿易品目について、国別枠を新設。
 - ・ 米国枠：5万実トン（当初3年維持）→7万実トン（13年目以降）
 - ・ 豪州枠：0.6万実トン（当初3年維持）→0.84万実トン（13年目以降）
- それ以外の米の加工品・調製品（民間貿易品目）について、以下の対応。
 - ・ 一定の輸入がある品目等は、関税を5～25%削減
 - ・ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃

食料・農業・農村基本計画：令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

	食料消費の見通し		生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題
	国内消費仕向量(万トン) 〔 1人・1年当たり消費量 (kg/人・年) 〕				
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	
米	845 (54)	797 (51)	821	806	○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯圖の解消・連坦化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米 米粉用米・飼料用米を除く	799 (54)	714 (50)	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
飼料用米	43 (一)	70 (一)	43	70	○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減 ○単収の大幅な増加による生産の効率化

注1：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口（平成30年度 1億2,644万人、令和12年度（推計） 1億1,913万人）を乗じ、これに減耗量（米ぬかなど）等を加えたものである。
注2：政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々での国内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

<参考データ>

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位：kg)		(単位：万ha)		(単位：%)	
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
米 〔米粉用米、飼料用米を除く〕	532	547	147	132	97	98
米粉用米	523	584	0.5	2.3		
飼料用米	538	720	8.0	9.7		

注：平成30年度の米（米粉用米・飼料用米を除く）の10a当たり収量は、作物統計における水稻（米粉用米を含み、飼料用米を除く）の値であり、平年収量を用いている。
米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

食料・農業・農村基本計画:本文(米・水田農業関係抜粋)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

【令和2年3月31日閣議決定】

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

③ 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

国内の米の消費の減少が今後とも見込まれる中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し水田のフル活用を図るとともに、米政策改革を定着させ、国からの情報提供等も踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が行う需要に応じた生産・販売を着実に推進する。

米の生産については、農地の集積・集約化による分散錯圖の解消や作付の連担化・団地化、多収品種の導入やスマート農業技術等による省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減等を推進し、生産性向上を図る。

また、主食用米については、事前契約・複数年契約などによる安定取引が主流となるよう、その比率を高めながら質を向上させるとともに、中食・外食事業者の仕入状況に関する動向等の情報提供を行うことにより、実需と結びついた生産・販売を一層推進する。

加えて、米飯学校給食の推進・定着や米の機能性など「米と健康」に着目した情報発信、企業と連携した消費拡大運動の継続的展開などを通じて、米消費が多く見込まれる消費者層やインバウンドを含む新たな需要の取り込みを進めることで、米の1人当たり消費量の減少傾向に歯止めをかける。また、拡大する中食・外食等の需要に対応した生産を推進する。

さらに、国内の主食用米の需要が減少する中、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を通じ、日本産コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大を図るため、産地や輸出事業者と連携して戦略的なプロモーション等を行うとともに、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例等について産地やメーカー、加工・流通サイドへの情報提供を行い、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進する。

イ 麦・大豆

麦については、国産麦の購入希望数量が販売予定数量を上回っている状況にあり、大豆についても、健康志向の高まりにより需要が堅調に伸びている。湿害、連作障害、規模拡大による労働負担の増加、気象条件の変化等の低単収要因を克服し、実需の求める量・品質・価格の安定を実現して更なる需要の拡大を図る必要がある。

このため、「麦・大豆増産プロジェクト」を設置し、実需者の求める量・品質・価格に着実に応えるため食品産業との連携強化を図るとともに、作付の連担化・団地化やスマート農業による生産性向上等を通じたコストの低減、基盤整備による水田の汎用化、排水対策の更なる強化、耐病性・加工適性等に優れた新品種の開発・導入、収量向上に資する土づくり、農家自らがスマートフォン等で低単収要因を分析しては場に合わせた単収改善に取り組むことができるソフトの普及等を推進する。

ウ 高収益作物への転換

国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進する。これにより、野菜や果樹等の高収益作物への転換を図り、輸入品が一定の割合を占めている加工・業務用野菜の国産シェアを奪還するとともに、青果物の更なる輸出拡大を図る。

エ 米粉用米・飼料用米

米粉用米については、ノングルテン米粉第三者認証制度や米粉の用途別基準の活用、ピューレ等の新たな米粉製品の開発・普及により国内需要が高まっており、引き続き需要拡大を推進するとともに、加工コストの低減や海外のグルテンフリー市場に向けて輸出拡大を図っていく。また、実需者の求める安定的な供給に応えるため、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

飼料用米については、地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及を通じて生産コストの低減を実現するとともに、バラ出荷等による流通コストの低減、耕畜連携の推進、飼料用米を給餌した畜産物のブランド化に取り組む。また、近年の飼料用米の作付けの動向を踏まえ、実需者である飼料業界等が求める米需要に応えられるよう、生産拡大を進めることとし、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大等を推進する。

オ 米・麦・大豆等の流通

米・麦・大豆等生産者と消費者双方がメリットを享受し、効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立するため、「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）及び「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、米卸売業者などの中間流通の抜本的な合理化を推進するとともに、統一規格の輸送資材や関連機材の導入、複数年事業者や他品目との配送の共同化等による物流効率化を推進する。

農産物規格・検査の見直しについて

- 農産物規格・検査については、農産物流通等の現状や消費者ニーズに即した合理的なものとなるよう、生産者団体や流通業者等からなる「農産物規格・検査に関する懇談会」において検討を行い、昨年3月に中間論点整理を行った。
- この中間論点整理を踏まえ、これまでに、
 - ① 検査場所の緩和(農業者の庭先での検査が柔軟にできるよう検査場所に係る手続きの簡素化)(令和元年7月省令改正)
 - ② 穀粒判別器の活用(令和元年11月告示改正)
 - ③ 農産物規格の見直し(異種穀粒の規格の簡素化)(令和2年3月告示改正)
 - ④ 玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格設定(令和2年6月告示改正)等について省令や告示の改正等を順次実施。これらの見直しにより、農産物検査の合理化や農業者負担の低減に取り組んできたところ。
- 本年1月から、規制改革推進会議農林水産WGにおいて、農産物検査が取り上げられ、「農産物検査の抜本的な改革を検討すべき」「JAS規格への一本化も1つのやり方」等の意見が表明されたが、7月の答申では、農産物検査制度を維持することとして、「農産物検査規格と商慣行の総点検を行い、検討会において、1年程度で結論を得る」とされたところ。
- 引き続き、多様化する米の流通ルートや消費者ニーズに即したものとすべく、農産物検査規格の見直しを進める。

(参考) 農産物規格・検査の見直しに関する政府決定等

○農業競争力強化プログラム

(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)(抄)

農産物の規格(従来の出荷規格・農産物検査法の規格等)についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。

○農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号。平成29年8月1日施行)(抄)

第11条 (略)

2 農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。

農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理(平成31年3月29日)

【農産物規格・検査の見直しに関する論点】

- 農産物検査での穀粒判別器の活用には一定の意義があるが、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。
- 規格の項目の追加及び削減について、検査現場でのコストの増加に留意しつつ、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。
また、着色粒の基準の緩和は難しいのではないか。一方、基準の緩和を求める現場及び消費者の声があることにも留意する必要。
- 登録検査機関から国への検査結果の報告内容の削減や報告期日の延長等の見直しを行い、事務の効率化を図る必要。
- 検査精度の向上のため、検査員を対象に国が行う研修の内容充実など、検査機関による適正な検査の実施を確保するための方策を検討する必要。

【米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点】

- 交付金の交付要件等について、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ直接取引などにおいて買い手から農産物検査証明を求められない場合まで現行の検査が必要か否か検討する必要。
- 現行のルールを維持していくことを基本として、袋詰め玄米及び精米の表示要件の見直しの当否について、本懇談会で示された多様な意見に留意しつつ、所管省庁とも議論しておく必要。

○ 農産物検査規格の総点検と見直し

- ・現在の農産物検査規格について見直しを行うものとし、農産物検査制度そのものの廃止や J A S への一本化については、一切言及なし。
- ・農産物検査規格と商慣行の総点検を行い、検討会において、1年程度で結論を得る。

＜検討項目＞

- ①1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- ②検査方法等の徹底した合理化による負荷軽減と検査コスト低減
- ③目視等の人的鑑定項目の客観化と穀粒判別器等による機械的計測への早期の変更
- ④皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- ⑤都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し
- ⑥量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- ⑦穀粒判別器等の普及と精度向上に向けた技術開発の推進
- ⑧輸出や高付加価値化に向けて民間主導の J A S 制定の支援

○ 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。

①ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金

農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。

②産地、品種、産年などの食品表示

- ・農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。
- ・根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。
- ・消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。

【参考】規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)

(7) 農産物検査規格の見直し

9 農産物検査規格の総点検と見直し

【令和2年度検討開始、令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】

農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものに見直すことで、農業者の所得向上につなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について以下の4つの観点から見直しを行う。

- ① 農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること
- ② 農業者に多様な選択肢(自主検査含む)が提供されるようにすること
- ③ 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること
- ④ 農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること

具体的な見直しの進め方は以下の通り。

a 農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化

農産物検査規格の合理化及び科学化、商慣習の適正化を図るため、以下を含む農産物検査規格と商慣習の総点検を行う。

(なお、農産物検査の受検はあくまで任意であり、登録検査機関の検査を受けることなく、機械的手法により自主的に農産物検査規格相当の適合性を判断して取引を行うことは可能である。)

総点検に基づき、現行の技術水準で対応可能な規格と商慣習の早期見直しについて結論を得るとともに、並行して穀粒判別器の普及と精度向上・開発を推進する。

- ① 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- ② 検査方法、サンプリング方法の徹底した合理化による生産者、検査者双方の負荷軽減と検査コスト低減
- ③ 目視及びその他の人的(主観的)鑑定項目の客観化と穀粒判別器、水分計、計量機械、画像分析等の機器による現在の技術でも可能な機械的計測への早期の変更(その後も技術の進展成果は積極性に活用)
- ④ 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- ⑤ 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し、全国的な「品種銘柄」設定等手続の迅速化・簡素化など、銘柄設定等手続の見直し
- ⑥ 量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- ⑦ 穀粒判別器等科学的検査の普及と更なる精度向上に向けた技術開発の推進

b 新JAS規格の制定

コメの国際競争力の強化を通じた輸出市場の開拓、高付加価値化を通じた農業者所得の向上に貢献すべく、安全性、食味など消費者、ユーザーのニーズを取り込んだJAS規格を民間主導で制定する。農林水産省は規格制定を積極的に支援する。

c 検討会の構成と工程

上記で示した農産物検査規格と商慣習の総点検・適正化及び新JAS規格の制定について、農業者、流通事業者、外食・中食事業者などのユーザー、国際規格の有識者・実務家を中心とした検討会において実施し、概ね1年程度で結論を得る。検討に際しては、現場の農業者の要望を十分に踏まえ農業者がやりがいを感じる将来価値を高めるものとするとともに、最先端の国際規格の知見を活かし国際市場でのイニシアティブを取れるものとする。

10 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

【令和2年度措置】

農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。

a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金

農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。

b 産地、品種、産年などの食品表示

食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする(例:品質確認 JA〇〇(登録検査機関名)、品質確認 〇〇ライス(農業者名))。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。

また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。

以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。

【参考】農産物規格・検査の見直しに関するこれまでの改善項目

【検査場所の緩和】

〔令和元年7月省令改正〕

検査場所に係る手続を簡素化し、農業者の庭先での検査が柔軟にできるよう改善。

- ◆ 大規模農業者等における検査場所への農産物の運搬等に関する経費の大幅な削減
- ◆ 約1千～6千円／トンの削減

【検査試料抽出の効率化】

〔令和元年7月告示改正〕

オートサンプラーにより、1万分の1の試料を抽出できる場合は、その試料で検査を可能とした。

- ◆ 事前に試料採取ができることから、検査員等の手間が削減でき、検査業務の円滑化・迅速化
- ◆ 紙袋から試料を採取する時間と比べて約4割短縮

【検査事務の効率化】

〔令和元年7月省令・告示改正〕

登録検査機関からの検査結果の報告について、報告回数や内容を簡素化。

- ◆ 検査繁忙期の事務負担軽減により、円滑な検査実施に寄与
- ◆ 米穀の報告回数を半減
(18回→9回)
- ◆ 報告期限の緩和
(報告期限3日→10日)

【穀粒判別器の活用】

〔令和元年11月告示改正〕

農産物検査の高度化を進めるため、一部項目は目視に代えて穀粒判別器による鑑定も可能とするよう見直し。

- ◆ 検査員による検査のバラツキを低減
- ◆ 品位（等級）とは別に測定データによる情報提供が可能

【異種穀粒規格の簡素化】

〔令和2年3月告示改正〕

籾摺り機や色彩選別機の性能向上等により、麦の混入が大幅に減少したことから、水稻うるち玄米の異種穀粒の区分（もみ・麦・その他）を統合。

- ◆ 水稻うるち玄米の規格を見直し
- ◆ 今後とも、時代の変化を踏まえ、規格を見直す

【推奨フレコンの規格設定】

〔令和2年6月告示改正〕

ドライバーが不足する中、フレコン化を推進し、玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格を設定

- ◆ フレコンは紙袋に比べて積み下ろし時間が、1/2から1/3に短縮
- ◆ フレコン化により、紙袋に比べて包装の経費や荷造りの削減

現行の農産物規格・検査の概要

○ 農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級格付けにより、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示し、現物を確認することなく、大量・広域に流通させることを可能とする仕組み。

○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)(抜粋)

(目的)
第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ
確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正
かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の
発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。
(米穀の生産者に係る品位等検査)
第3条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を
受けることができる。

○ 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、
小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、
銘柄(産地品種銘柄等)、
品位(等級)、量目、荷造り、包装
- ②成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)
及びでん粉(小麦)

【品位の例(水稻うるち玄米)】

項目 等級	最 低 限 度		最 高 限 度					
	整 粒 (%)	形 質 (未熟粒)	水 分 (%) ※	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	死 米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)	異 物 (%)
1 等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4	0.2
2 等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8	0.4
3 等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7	0.6

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの
※1 水分：醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとす。
※2 異物：玄米には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。

○ 主な農産物の検査状況(平成30年産)

(単位:千トン)

	米	麦	大豆	そば
生産量(a)	7,327	940	211	29
検査数量(b)	4,932	1,033	188	26
受検率(b/a)	67%	110%	89%	88%

- (注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。
2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。))
3 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。
4 米、麦、大豆、そばの検査数量は、確定値の数量である。

○ 民間の登録検査機関の推移

平成31年3月31日現在

年 度	平成20年度	平成30年度
登録検査機関(機関)	1,393	1,734
農産物検査員(人)	13,847	19,082
民間検査比率(%)	100	100
検査場所数(ヶ所)	12,424	14,356

- (注) 1 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。
2 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 米穀の系統別検査数量の比率(平成30年産)

平成31年3月31日現在

	JA系	全集連系	卸・小売	農業法人等	分析機関	合 計
検査数量	3,622	398	431	326	154	4,932
割合	73.5%	8.1%	8.7%	6.6%	3.1%	100%